

平成 2 0 年 6 月 2 5 日開会

平成 2 0 年 6 月 2 5 日閉会

平成 2 0 年 6 月 第 2 回定例会会議録

小豆島町議会

平成 2 0 年 第 2 回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第 3 8 号

平成 2 0 年 第 2 回 小豆島町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 0 年 6 月 1 6 日

小豆島町長 坂 下 一 朗

記

1 . 期 日 平成 2 0 年 6 月 2 5 日 (水)

2 . 場 所 小豆島町役場 議場

開 会 平成 2 0 年 6 月 2 5 日 (水曜日) 午前 9 時 3 0 分

閉 会 平成 2 0 年 6 月 2 5 日 (水曜日) 午後 6 時 0 2 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席

欠席 ×

議席 番号	氏 名	6月25日		
1	秋 長 正 幸			
2	藤 本 傳 夫			
3	森 口 久 士			
4	森 崇			
5	谷 清			
6	新 名 教 男			
7	安 井 信 之			
8	井 上 喜 代 文			
9	山 中 彰			
10	植 松 勝 太 郎			
11	渡 辺 慧			
12	新 茶 善 昭			
13	藤 井 源 詞			
14	村 上 久 美			
15	鍋 谷 真 由 美			
16	中 江 正			
17	浜 口 勇			
18	中 村 勝 利			

地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名	第1日		
町 長	坂 下 一 朗			
副 町 長	吉 岡 忠 昭			
教 育 長	明 田 隆 雄			
総 務 課 長	竹 内 章 介			
企 画 財 政 課 長	石 田 良 行			
税 務 課 長	森 下 安 博			
住 民 福 祉 課 長	棟 保 博			
保 健 事 業 課 長	合 内 昭 次			
環 境 衛 生 課 長	谷 本 広 志			
商 工 観 光 課 長	松 本 篤			
オ リ ー プ 課 長	(兼)松 本 篤			
農 林 水 産 課 長	平 井 俊 秀			
建 設 課 長	岡 本 安 司			
人 権 対 策 課 長	宗 保 孝 治			
池田総合窓口センター所長	岡 秀 安			
会 計 管 理 者	高 橋 龍 司			
収 納 対 策 室 長	(兼)森 下 安 博			
水 道 課 長	曾 根 為 義			
学 校 教 育 課 長	中 桐 久 志			
社 会 教 育 課 長	森 弘 章			
介護老人保健施設事務長	(兼)谷 本 広 志			
病 院 事 務 長	荘 野 守			

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 真渡 健

議事日程

別 紙 の と お り

平成20年第2回小豆島町議会定例会議事日程(第1号)

平成20年6月25日(水)午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 所管事務調査報告書について
- 第4 一般質問 10名
- 第5 報告第3号. 専決処分の報告について(町の債権の支払請求に係る訴えの提起について) (町長提出)
- 第6 報告第4号. 専決処分の報告について(町の債権の支払請求に係る訴えの提起について) (町長提出)
- 第7 報告第5号. 専決処分の報告について(町の債権の支払請求に係る訴えの提起について) (町長提出)
- 第8 報告第6号. 平成19年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書について (町長提出)
- 第9 報告第7号. 平成19年度小豆島町一般会計事故繰越し繰越計算書について (町長提出)
- 第10 報告第8号. 平成19年度小豆島町水道事業会計建設改良費繰越計算書について (町長提出)
- 第11 報告第9号. 平成19年度小豆島町水道事業会計事故繰越し繰越計算書について (町長提出)
- 第12 議案第33号. 専決処分の承認について(小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について) (町長提出)
- 第13 議案第34号. 専決処分の承認について(小豆島町税条例の一部を改正する条例について) (町長提出)
- 第14 議案第35号. 専決処分の承認について(小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について) (町長提出)

- 第15 議案第36号 . 専決処分の承認について（平成19年度小豆島町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）について）（町長提出）
- 第16 議案第37号 . 専決処分の承認について（平成19年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）について）（町長提出）
- 第17 議案第38号 . 小豆島町監査委員条例の一部を改正する条例について（町長提出）
- 第18 議案第39号 . 小豆島町税条例の一部を改正する条例について（町長提出）
- 第19 議案第40号 . 小豆島町手数料条例の一部を改正する条例について（町長提出）
- 第20 議案第41号 . 防災行政無線施設（デジタル固定系）整備工事に係る工事請負契約について（町長提出）
- 第21 議案第42号 . 植松ポンプ場電気設備更新工事に係る工事請負契約について（町長提出）
- 第22 議案第43号 . 小豆島町辺地総合整備計画の策定について（町長提出）
- 第23 議案第44号 . 小豆島町過疎地域自立促進計画の変更について（町長提出）
- 第24 議案第45号 . 平成20年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）について（町長提出）
- 第25 発議第5号 . 島嶼部の航路支援を求める意見書の提出について（議員提出）
- 第26 発議第6号 . 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について（議員提出）
- 第27 議員派遣について
- 第28 閉会中の継続調査の申し出について（各常任委員長提出）
- 第29 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員長提出）
- 第30 閉会中の継続調査の申し出について（各特別委員長提出）

開会 午前9時30分

議長（中村勝利君） おはようございます。

本日は、何かとご多忙のところ、ご参集くださいますありがとうございます。

今期定例会の議事日程等につきましては、去る6月17日開催の議会運営委員会におきましてお手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、町長から今期議会招集のごあいさつがあります。町長。

町長（坂下一朗君） 本日、小豆島町議会6月定例会が開催されるに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。まず冒頭に、皆様にはこれまでも報告させていただいておりますが、5月30日の職員の暴行に対する懲戒処分の発表及び6月11日に記者発表を行いました医療器具の不適切な使用につきまして、町民の皆様の信頼を大きく裏切ることになり、町政執行の責任者として深くおわび申し上げます。

私どもといたしましても、職員の不適切な職務執行や行動につきましては十分な調査を行い、常に厳正に対応いたしますとともに、その事実を明らかにし、説明責任を果たしていくことを基本的な指針といたしております。正すべきところは正し、透明性の高い行政を行っていきたいと考えております。

また、その透明性にこたえられる職員の資質向上に努めたいと考えております。皆様のご理解とお力添えを何とぞよろしくお願い申し上げます。

本定例会は、報告案件7件、専決処分を含めました条例案件6件、契約案件2件、補正予算3件、その他の案件の審議をお願いすることとなっております。議案の内容につきましては、後ほど説明をさせていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。以上、定例会に当たりましてのごあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

議長（中村勝利君） 次に、既に議員各位もご承知のことと思いますが、去る4月1日付で町の人事異動があり、課長級などの一部がかわっておりますので、異動されました課長のごあいさつをお願いいたします。建設課長。

建設課長（岡本安司君） 本年、4月の異動によりまして建設課長となりました岡本でございます。農林水産課では大変お世話になり、ありがとうございました。今後ともご指導、ご鞭撻よろしくお願いをいたします。

議長（中村勝利君） 農林水産課長。

農林水産課長（平井俊秀君） 去る4月1日付をもちまして農林水産課長を拝命いたしました平井俊秀でございます。議員の皆様のご協力、ご支援、またご指導をいただきながら、職務を果たしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（中村勝利君） 水道課長。

水道課長（曾根為義君） 4月1日付で水道課長を命ぜられました曾根でございます。小豆島町内での水道事業は住民の皆様の生活と食品や産業を中心とする経済活動に直結する基盤施設として必要不可欠なものとなっております。今後も安全で安心のできる水道水の供給と内海ダムの再開発による安定水源の確保に努める所存でございます。皆様のご指導とご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

議長（中村勝利君） 商工観光課長兼オリーブ課長。

商工観光課長兼オリーブ課長（松本 篤君） 4月1日付の人事異動で、従来からの商工観光課長に加えましてオリーブ課長を拝命いたしました松本でございます。もとより微力ではございますが、商工環境行政の進展とあわせまして、本町固有の素材であるオリーブを活用した地域振興に全力で取り組んでまいります。議員各位におかれましては、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（中村勝利君） 税務課長兼収納対策室長。

税務課長兼収納対策室長（森下安博君） この4月に税務課長と収納対策室長を拝命いたしました森下でございます。税務課勤務は今回で5回目となり、通算で16年目ということでございます。昨年度は収納対策室長ということで、税と使用料、手数料の滞納整理に努めてまいりましたが、4月からは税務課長と収納対策室長を兼務ということで、公平な課税と税、使用料などの収納に一層努めてまいりたいと思いますので、ご指導のほどよろしくお願いいたします。

議長（中村勝利君） 池田総合窓口センター所長。

池田総合窓口センター所長（岡 秀安君） この4月に池田総合窓口センター所長を拝命しました岡でございます。窓口センターのほうでも住民の皆さんのために一生懸命努めたいと思っておりますので、議員の皆様には今後とも格別のご指導、ご支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（中村勝利君） 会計管理者。

会計管理者（高橋龍司君） この4月から会計管理者に拝命いたしました高橋です。18年の合併と同時に出納室に勤務になっておりました前松下会計管理者の後をつけて、この4月からということです。大変責任ある立場を任されております。また、議員の皆さん

方のご指導よろしくお願ひしたいと思います。

議長（中村勝利君） 社会教育課長。

社会教育課長（森 弘章君） 教育委員会社会教育課の森弘章です。当課へは3度目の配属でございますが、前期から申しますとかれこれ30年という年月がたち、仕事の内容にしろ、人間関係、また組織等すべてが変容いたしておりました。そのようなことから、また一からの出発となりましたが、この年になりました経験をもとに、ハード面もさることながら、今回は多様なニーズに対応すべく、ソフト面にも重点を置いた仕事を行ってまいりたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

議長（中村勝利君） 介護事業課長兼介護老人保健施設事務長。

介護事業課長兼介護老人保健施設事務長（谷本広志君） 4月の異動によりまして介護事業課長と老健うちのみ事務長を兼務しております谷本でございます。一生懸命努めたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

議長（中村勝利君） 保険事業課長。

保険事業課長（合内昭次君） このたび新たに創設されました保険事業課でございます。以前は住民福祉課で努めさせていただきました。保険事業課では現在保健師による保健指導などの保健管理、それと国民健康保険、後期高齢者医療制度、高齢者福祉、包括支援センターなどの業務を行っております。どうかよろしくお願ひします。

議長（中村勝利君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（棟保 博君） 4月の異動で内海病院から異動になりました棟保でございます。機構改革で住民福祉課、名称は変わっておりませんが、業務の一部が今保険事業課長のほうが言いましたように、前の住民福祉課のほうから高齢者の福祉医療、それと介護保険、国民健康保険、そのあたりが上のほうへ移っております。職員もちょっと若干半数ほどに減っておりますが、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

議長（中村勝利君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（堀田俊二君） 2年間お世話になりました水道課のほうから4月に異動になりました堀田でございます。環境衛生につきましては、皆さんの生活に身近な行政いろいろ多々ございます。議員の皆さんは特にいろいろお世話になるとおもいますけれども、今後ともよろしくお願ひをいたします。

議長（中村勝利君） 病院事務長。

病院事務長（荘野 守君） 4月の人事異動によりまして、内海病院事務長を命ぜられました荘野でございます。よろしくお願ひいたします。病院での勤務は今回2回目であり

まして、約11年ぶりの勤務となります。この間に医療保険制度など大幅に変わっております。また、病院事業の経営状況も非常に厳しい状態が続いてると認識しております。今年度には高額な医療機械や設備等の更新事業、診療科の存続問題など事業、課題が数多くございます中、先ほど町長のごあいさつにもありましたが、穿刺器具の不適切な使用が明らかになりまして、住民の方々、また議員の皆様にはご心配、ご迷惑をおかけしており、この場をおかりしまして再度おわび申し上げます。一度失いました信頼を回復することにつきましては、非常に困難であります。病院職員一丸となって信頼回復に努めたいと考えておりますので、議員の皆様のご理解、ご支援をよろしくお願い申し上げます。新任のあいさつとさせていただきます。

議長（中村勝利君） ありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、本日の第2回定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時40分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項であります。2月25日以降5月末までの主要事項に関する報告及び監査委員よりの出納例月検査執行状況報告書4件については、お手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（中村勝利君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第118条の規定により、11番渡辺慧議員、12番新茶善昭議員を指名しますので、よろしくをお願いします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

議長（中村勝利君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期であります。配付してあります日程表によりまして、本会議は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日1日と決定し

ました。

~~~~~

### 日程第3 所管事務調査報告書について

議長（中村勝利君） 次、日程第3、所管事務調査報告書についてを議題といたします。

閉会中に委員会を開催し、調査された案件について、会議規則第76条の規定により、教育民生常任委員長から報告を求めます。安井委員長。

教育民生常任委員長（安井信之君） 平成20年6月25日。小豆島町議会議長中村勝利殿。教育民生常任委員会委員長安井信之。

所管事務調査報告書。

本委員会に付託された調査案件について、調査の結果を次のとおり、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1．調査案件。内海病院の現状と課題について。

2．調査の経過。平成20年6月2日、委員会を開催し、町長、副町長、担当課職員の出席を求め、調査した。

3．調査の結果。

1)医療費の利用者負担分の確保は重要課題である。収納対策室と連携し、なお一層努力されたい。

2)職員住宅の老朽化により、本来の施設使用が果たされていない。医師確保のため、住宅環境の整備など計画的に対応願いたい。

3)患者サイドの視点に立ち、新たな医療技術の習得に努められたい。

4)職員の勤務状況の指導は運営上重要である。職種に関係なく、徹底願いたい。以上、意見を出しました。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。14番村上議員。

14番（村上久美君） 調査結果の2と3のところですが、職員住宅の老朽化というふうなことで、住宅環境の整備などを計画的に対応というふうに書かれてあります。今現在ある住宅の老朽化、これを新たに建築というふうなことの議論になったのか、それと現在の戸数の現状維持なのか、さらに減少なのか、増築なのか、増棟なのか、そういう議論がどういう内容でされたのか。

3番目の新たな医療技術の習得とあります。これからの内海病院の先ほどの課長も言われましたが信頼回復、大きなペナルティーを受けたわけですから、医療の内容充実が不可

欠だと思えます。そういう中での新たな医療技術の習得とは、どういう内容での議論がされたのか伺います。

議長（中村勝利君） 7番安井議員。

教育民生常任委員長（安井信之君） 2番の職員住宅のことですが、実際今ある職員住宅のほうの医師の利用がされてない状況であります。大分昔に建築されて、今のニーズには合っていないということで、医師確保のためには住宅の整備も必要ではないかなというふうなことで、一遍にやるのは難しいと思えますので、計画的な整備をお願いしたいということで2番を結果として出しました。

3番の部分に関しては、特に眼科のほうで白内障の手術などが日帰りで行えるというふうな状況の中、今なお入院の必要性があるというふうなことで、新たな技術といいましたが、ほかのところでは取り組みがされておりますが、今なおできていないところがありますので、その辺をお願いしますというふうな意見であります。

（14番村上久美君「増築、現状維持」と呼ぶ）

医師確保の部分から、今の部分で足りているのであればというふうなことで、計画的なというふうなところでニーズに合ったというふうな形で考えてもらいたいということです。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これで所管事務の調査報告を終わります。

~~~~~

日程第4 一般質問

議長（中村勝利君） 次、日程第4、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。5番谷議員。

5番（谷 清君） 私は、3点質問をいたします。

まず最初に、去る4月16日、朝7時35分ごろ、片城さわやかクラブの子供たちへ声かけ隊が立哨中に、すぐ近くで保護者と同行の学童に車で送ってあげるからと声をかけられ、びっくりして立哨中のメンバーに助けを求めたと。そこで、その事案内容をすぐに警察に通報したわけであります。不審者はそこから立ち去り、その後7時50分に幼稚園に車入り、建物内に侵入したが、まだ園児は来ておらず事なきを得たわけであります。それから間もなく覆面パトカーが来て、事情調査中のその目の前を東へ逃走したので、巡視中の草

壁駐在さんも同乗して覆面パトカーで追跡し、木庄川の横断道を2台のパトカーとカーチェイスを展開した後、事案者の身柄を拘束をいたしました。同日、小学校より電話があり、午後3時に集団登校するというので、これに同行し、翌日4月17日の集団登下校の通知案内を関係先へ届け、説明をしたわけでありました。17日当日は雨天でありましたが、登校学童が片城交差点に集合し、スーパーおおくら前に7時35分到着し、付近の学童と合流をいたしまして迎えに来ていた先生と一緒にのぼり旗を立てて集団登校をいたしました。

その後、8時過ぎより学校において朝、校長、日方総代さん、西村、草壁、片城の老人会の代表者に駐在さんも加わり、今後の方針等の説明があり、事案者を拘束したので明日4月18日より通常通学とするなど、関連事項について協議をいたしました。そして、その日の12時、各老人会の代表3名が集団下校に同行したのであります。

以上の報告を片城さわやかクラブの藤本会長より受けたのでありますけれども、幸いにもけが人もなく未遂に終わったということで、胸をなでおろしたのですが、もし老人会のメンバーが立哨してなく、その近くにいなかったらと思うと鳥肌が立つ思いであります。このように、各地での老人クラブの活躍は実に頼もしい限りであります。安全・安心なまちづくりを目指している本町にとって、今後行政としてこのような事案と老人クラブ、ボランティアに対してどのように安全を確保していくのか、お尋ねをいたします。

次に、学校給食費の未収金についてであります。全国で何十億円という金額が未納になっていると聞き及んでおりますが、本町ではどのような状況にあるのかお尋ねをいたします。

次に、草壁本町の別当川にかかる元柳橋と柳橋の2本が非常に老朽化をしているのが見受けられます。また、清見寺の東側にも河川の危険な箇所があるし、パラペットにもすき間があいたり、かさが足りなかったりするものが何カ所も見受けられるが、梅雨にもう入っているし、もし長雨になれば水かさが増し、低地への流入の危険があると思うが、これらの改良策はあるのかお尋ねをいたします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 5番谷議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の園児、学童の登下校時の安全対策についてでございます。詳しくは教育長から答弁をお願いいたしますが、今回の事案につきましては公共心を持ち、地域のために活動されている方々がたくさんおられ、重大事になることが未然に防げたということにつきまして、心から感謝申し上げると同時に地域コミュニティの重要性を再認識した次第でござ

ざいます。

本町の総合計画におきましても、住民の皆さんと行政の協働のまちづくり、住民一人一人が主体的に取り組むまちづくりが目標となっております。防災や防犯、地域の文化や伝統の継承などに対しまして、各年齢層の皆さんの参加が重要であろうかと思っております。

2点目の給食費の未収金問題につきましては、受益者負担の基本問題として取り組まなければならないと感じております。

3点目の社会資本である橋の改良につきましては、ご指摘の場所以外にも公共施設として整備され、長い年月がたっている施設が数多くございます。古い施設ほどほかに及ぼす影響も大きく、社会資本の再整備は今後の行政課題として知恵を絞って対応していかなければならない問題であると認識をいたしております。ご指摘の箇所の具体的な対応につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 5番谷議員のご質問にお答えいたします。

まず、幼稚園児、小・中学校児童・生徒の登下校の安全対策についてのご質問にお答えいたします。

ご質問は、この4月に本町内におきまして発生した不審者事案を受けて、不審者への対策と地域の見守り体制の状況、また安全・安心のまちづくりについての3点かと思えます。

事案の詳細な経緯につきましては、質問要旨にございましたので省略させていただきますが、成人女性から児童・生徒に至るまで広範囲にわたる声かけ事案が発生いたしました。幸いにも大きな被害に遭う以前に解決に至ったことで安心している次第でございます。特に、登校中の小学校児童への声かけに関しましては、そばに保護者と立哨中の地元老人会の方がいたことが被害の防止に大きく役立ったことと受けとっております。老人会の方による速やかな警察への通報が事件の解決に大きく貢献したものと思っており、老人会の皆様方の日ごろの活動に感謝しているところでございます。

事件発生当日の朝、教育委員会事務局では幼稚園のほうから第一報を受けまして、警察への通報を行うとともに職員を園に派遣いたしております。その後、小学校からも通報がありましたので、そこにも別の職員を派遣し、待機させました。警察の迅速な対応によりまして、被疑者の身柄拘束ができたため、被害は最小限度にとどめることができたと思っております。

ただ、警察から被疑者の身柄確保の連絡がおくれたことによりまして、町内の各幼稚園、小学校、中学校への周知が十分に徹底できずに、下校等への対応にばらつきがあったことを反省している次第でございます。情報化の時代だけに、今回の指示のおくれは対応のおくれを呼び、混乱を招いたケースだと考えております。

全国的に不審者の問題だけでなく、子供たちが犯罪被害に巻き込まれる可能性が年々高まってきております。子供たちを取り巻く環境におきましても、さまざまな危険が潜んでいる現状にあります。本町におきましては、各校、各園で防犯教室や訓練等を通じて、全教職員で子供たちの安全教育の推進に努めておりますが、現在の学校、園の取り組みだけで安全な教育環境を確保することは到底できないと思っております。

本町では、警察との連携体制の整備や全児童への防犯ブザー配付等、校内だけでなく校外における安全教育の推進や危機回避能力向上等の指導に努めているところでございます。現在、ボランティアとしてご協力いただいております自治会、老人会の方々による巡回や、さらにこどもSOS、こども110番など地域の見守り体制は子供たちが安心して過ごせるまちづくりに必要不可欠なものとなっておりますが、いまだ十分体制が整い切っているとは言えない状況かと思っております。子供たちにとって、安全・安心なまちづくりは学校、園だけでなく、警察等の関係機関はもとより、地域との連携をなくしてはできないと思っております。

現在、ボランティアとしてご協力いただいております各種団体の方々におかれましては、みずから危険にさらされる可能性があるにもかかわらず、子供たちのために献身的な取り組みをしていただいておりますことに心から感謝をいたしております。その方々の意志と熱意を深く受けとめ、教育委員会としましてもボランティアの方々の身の安全を考慮し、子供たちが安心して過ごせるまちづくりに努めていきたいと考えております。

今後にもありまして、警察等関係機関を初め、保護者、老人会、地元住民等の協力を得ながら、その連携をより一層強化し、地域を挙げて子供たちを見守る体制を構築していきたいと考えております。

続いて、給食費についてのご質問ですけれども、一昨年11月でありましたが、文部科学省が実施した平成17年度における学校給食費の徴収状況に関する調査の結果がマスコミに報じられたことを機に、学校給食費の未納問題が表面化してまいりました。本調査の結果を申し上げますと、谷議員のご質問にもありましたように、全国の国公私立の小・中学校での学校給食の未納額は全国で約22億3千万円となっており、児童・生徒の約1%に未

納があり、未納者のいる学校は44%というものでございました。

その後、学校給食を実施している県内の公立小・中学校276校のうち、約3割に当たる89校で未納の児童・生徒があったとする県教育委員会実施の調査結果が報告されました。調査は平成17年度中のもので、約750万円の未納があり、全児童・生徒の0.4%に当たるというものでございました。

学校給食法では、学校給食の目的を児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ国民の食生活の改善に寄与するとし、国や自治体に対しては学校給食の普及と健全な発達を図るように努めることを求めています。

県教委の調査では、保護者としての責任感や規範意識の低下と保護者の経済的な問題を未納の理由として上げておりますが、学校給食法によりますと、学校給食の施設、設備、職員の人件費は学校の設置者の負担とし、それ以外に費用は保護者の負担とすることが明記されております。

本町の学校給食費の状況を申し上げますと、年次途中での一時的な未納はございますが、学級担任等による電話や文書による督促、家庭訪問などにより、大方の場合は年度末までには負担をいただいておりますが、中には負担をいただけない場合もございます。その場合には、学校が持っている他の会計から立てかえて負担をいただいたり、生活保護世帯や準要保護世帯あるいは就学奨励費の支給世帯の場合は、保護者の了解を得た上で清算したりしておりますので、各年度における未収金は生じていない結果となっております。

また、保護者の経済的な問題が原因であると考えられる場合には、学校給食費の未納を未然に防止する観点から、生活保護による教育扶助や就学援助制度について、周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

学校給食費の徴収につきましては、教育委員会と学校長が協力し、学級担任に過度の負担がかからないよう、学校全体として取り組み体制を整え、学校給食の適切な実施が図られるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（岡本安司君） 5番谷議員のご質問にお答えします。

まず1点目の別当川にかかる町道中村川東線の元柳橋と旧県道の町道草壁安田中央線の柳橋の老朽化でございますが、元柳橋は昭和34年3月の完成で49年経過し、また柳橋につきましては戦前の昭和2年3月の完成で、既に81年が経過しており、老朽化について認識をしているところでございます。

このことから、柳橋につきましては、これまでに橋脚補強や橋げた補修を数回実施し、長寿命化対策を行うとともに、橋げた等の状況を目視点検するなどの注視をしている状況でございます。

橋梁の明確な耐用年数はございませんが、特に柳橋は完成から既に80年以上が経過しており、かけかえを行う必要が迫っているのも否めないことでもありますので、今後も橋の状況を注意し点検を行うとともに、補助事業への取り組み、財政的検討、適正な工法等、かけかえに関する検討を進めたいと考えています。

なお、別当川は県管理河川でありますので、柳橋や元柳橋のかけかえとなりますと、県との協議、許可が必要な上、橋梁に隣接した家屋の移転が必然的に発生しますので、計画に際しては影響家屋所有者の意向を十分にお伺いし、ご理解、ご協力をいただいた上で計画をしなければならないと考えているところでございます。

2点目の清見寺東側付近で、別当川の河川断面が小さく、危険箇所があるとのことですが、この箇所につきましては、別当川総合開発事業の河川改修において、川幅が狭い約85メートル区間の川幅拡幅の計画があり、内海ダム再開発によるダム整備の完成に合わせた時期に整備する予定であると県から報告を受けているところでございます。

3点目の護岸パラペットにすき間があいている箇所があり、大雨や高潮時に川から低地域へ集落内に流入の危険があるのではとのご質問でございますが、現地を確認いたしましたところ、確かにパラペットにすき間のある箇所が数箇所ございました。しかし、地元関係者の話では、集落内の排水対策のため、すき間を設けているとのことであり、流入対策とともに排水対策も必要な対策でありますので、今後地元自治会や関係者とその対策について協議、検討していただくよう、河川管理者の県に申し入れをいたしております。

また、河川への出入り口としての開口部において、締め切り板のない箇所につきましては県において締め切り板を新たに設置するとの返事を既にいただいているところでございます。以上、説明とさせていただきます。ご理解のほど、よろしく願いをいたします。

議長（中村勝利君） 5番谷議員。

5番（谷 清君） 先ほど教育長の答弁の中にありましたように、この防犯ブザーの役に立たないものをつり下げておるといような児童が見受けられるわけですが、その構造はわかりませんが、恐らく電池が入ってんじゃないかと思うわけです。それで、その防犯に向けた先生方の対応と一緒に、定期的に防犯ブザーをしていただきたいと。そして、ランドセルの横につけると子が大半でありますけれども、やはり使用に当たっては、これは前側のこのあたりへつけといたら、そういう事案があった場合に、ずっと

引き抜けると。それで、大きな音がして防げるのではなからうかなということをおもっているわけですが、これは小学校のみでしょうか、防犯ブザーつけとんは。後でこれはまた答弁いただきたいと思うんですけども、こういう事案がたびたび起こりますと、やはりオリーブ100年祭ということでいろんなイベントを組まれておる中、うわさが立ちますと、これはやばいぞということで観光客の減少につながりゃへんかなと、そのあたりも心配をしておるところであります。

そして、今後警察の情報が入りにくいということですが、これはもう子供の安全、老人会はもちろんのこと、前に総理大臣だれかが言ったように思うんですけど、地球よりも重い人の命ということで、学童、生徒、そういったやっぱり国の宝でありますから、その安全についてはもう警察と連絡を密にして早急に定期的にとというか、パトロールで駐在さんも回ってくれておりますけれども、今以上に気をつけられてということで、今教育長の終わりにありましたが、警察もしっかりとパトロールをするというお願いを再度していただきますようお願いをいたします。

そして、秋葉原の事件がありました。わずか2分で17名を殺傷してるということで、この事案者もシンナーの常習犯だということで、ちょっと頭の芯から狂っとんじゃないかと、そういった人がもし釈放されて帰っておるということになりましたら、それこそマークをして、そして警備に当たってもらおうという申し入れを教育長にしてもらいたいと、これ1問質問にお答えいただきたいと。教育長のお答えをいただいて、私の質問は終わりにさせていただきます。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） まず最初の防犯ブザーの件ですけれども、ご指摘のように、電池が入っております。子供たちにちなみに聞いてみますと、電池が切れとんだというような子もいるのが事実でございます。先ほど谷議員さんからご指摘がございましたように、防犯ブザーの点検も訓練にあわせて行うように学校側に指示を出していきたいと、そういうふうに考えております。

それから、2点目の警察との連携の件でございますけれども、特に今回非常に反省をいたしております。我々のほうと警察との連携が不十分であったということで、学校のほうへも十分な連携がとれなかったというようなことで、十分な反省はいたしております。今後の件でございますけれども、警察のほうへは連携の強化ということについては、強くお願いをいたしております。警察のほうも出せない情報というのは当然でございますので、そこまでは無理だけれども、子供たちの安全には十分注意してほしいということで、それを目

指した情報の提供はぜひお願いしたいということで要望はいたしております。

それから、最後の秋葉原に関連して不審者が出てきた場合にどうするかというふうなことについてのご質問ですけれども、この件についても先日署長とも会いまして、もしそういうようなことがあれば十分注意してくださるというふうなお答えを署長のほうからいただいております。警察のほうも署長等たびたび変わりますけれども、変わりますれば、またそのたびにお願いに上がりたいと、そういうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

議長（中村勝利君） 次、3番森口議員。

3番（森口久士君） 私は、3点質問させていただきます。

まず第1点目、産直市場に対する支援はということで、昨年12月議会で平木の埋立地についての質問の中で、産直市場に対する町長の考えをお聞きしました。この土地の利用目的を変更するには所定の手続が必要であり、これを踏まえて最善策を練る必要があります。また、JA香川県小豆地区本部が中心となり、農業生産と地域活性化のためにも産地直売施設の充実を図っていただきたいと考えていますとのことでした。

平成17年12月に会員約60名でオープンし、現在230名になり、19年度の売り上げも約1億3,800万円となっています。最近、食の安全・安心からも産直に対する期待があり、さらなる発展が見込まれます。このような状況の中、現在の店舗横の駐車場一部をお借りし、拡張してはどうかという意見があります。町は土地の協力なり支援などの考えはありますか、町長にお伺いします。

2点目、池田港の休憩バースに対する取り組みは。

旧町時に池田港の整備にあわせて休憩バースの建設を計画されていたが、漁業組合との補償交渉がおくれていました。平成18年3月に合意に至ったとの報告を受けていましたので、工事着工を期待していました。苗羽港改築事業が平成23年度完了の予定、その後の新規事業として休憩バースの要望をしているとのことでした。近年の県の財政事情、町負担を見ますと大変厳しいものがありますとのことですが、新規事業ではなく、整備の条件事業となっております。早期に着工できるように要望すべきではないですか、町長の考えをお伺いします。

3点目、認定こども園についての考えは。

新聞報道によりますと、ことし5月16日、文部科学省と厚生労働省は全国の設置認定数が4月1日時点で229件になったと発表しました。両省が当面の目標としている2千件以

上にはほど遠い状態であります。来年度予算の概算要求に向け、申請手続の簡素化や運営費に対する助成制度の充実などの促進策をまとめる。

県は、平成18年12月、認定こども園の認定の基準に関する条例、また認定等に関する規則を制定しております。平成18年度の施政方針の中で、認定こども園は一定の機能を備える施設で県知事の認定を受ける必要があり、既に幼・保の一元化を図っております小豆島こどもセンターにおいても認定を受けることとなります。また、本年4月から施設を一体化しております橘と福田のこども園についても、職員配置や施設規模などの具体的な認定基準が示され次第、認定申請についての検討を進めてまいりますとのことでしたが、これまでの経過、今後の取り組みについて町長にお伺いいたします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 3番森口議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の産直市場に対する支援についてでございますが、小豆島におきまして、農業は農業従事者の高齢化やまた後継者不足の中で、遊休農地の拡大が進んでおりまして、園芸作物を中心とする地域の農業は年々縮小の傾向になっております。このような状況の中で、小豆ふれあい産直市場は少量の品目も視野に入れた販売方法をとりまして、新鮮で安全な地場の農産物を提供する場を設けております。この産直市場は、地産地消運動を展開しております中で、地域農業の活性化と経営維持、また遊休農地の活用を図ることを目的といたしまして、平成17年12月14日に開店をいたしました。森口議員のご質問の中でも説明がございましたが、平成19年度の売上実績は対前年比で120%と大幅な伸びを達成していると聞いております。これは、産直市場協議会の会員の皆様の熱意と市場を利用される地域住民あるいは観光客の方々のご理解のたまものと改めて感謝を申し上げる次第でございます。

さて、この大盛況を踏まえました今後のさらなる発展を期待いたしまして、森口議員のご質問の産直市場の拡張の提案でございますが、昨年12月議会でも森口議員、安井議員にご説明を申し上げましたとおり、JA香川小豆地区本部が中心となりまして、産地直売施設の充実を図っていただきたいと思っております。施設の増設を考える場合に、用地が港湾施設用地のために港湾利用者の駐車場の機能低下、産直施設が県補助事業のために形の変更に伴う手続の協議、また増設に係る費用はすべて単独事業となるなど、検討課題はたくさんございます。

先日、JA香川県小豆地区本部から、施設拡張について打診程度の話はあったようでございますが、場所や規模など具体的計画はまだでありまして、町といたしましては、まず

管理運営主体であるＪＡ香川小豆ふれあい産直市場運営協議会と母体のＪＡ香川県小豆地区本部が十分ご協議ご検討いただいた上で、増設が必要という要望がありますればＪＡともども前向きに、町も一緒になって前向きにご支援と協力をしていきたいと、こう思っております。ご理解賜りたいと思います。

２点目の池田港の休憩バースに対する取り組みについての質問ですが、池田港は狭い港内でフェリーと貨物船など船舶が行き来し、船舶利用者の安全確保が困難な状況の上、駐車場などの埠頭用地が不足いたしております。そのため、池田港港湾改修事業を平成８年度から着手いたしまして、県工事で公共岸壁、それから野積み場、緑地整備など、町工事で駐車場、公衆トイレ、旅客施設用地などの整備を実施いたしまして、平成16年度にほぼ完成し、現在池田地区の海の玄関港として重要な役割を果たしていることはご存じのとおりでございます。

ご質問の休憩バース建設につきましては、平成８年度に池田港の改修事業着手の際、池田地区貨物船操業団体の池田船主会から要望がなされたものでありまして、これに対する県の回答は着手時期は池田港の改修事業完了後に着手したいとのことでもございました。その後、県は平成16年度に休憩バースの基本設計を策定いたしまして、町は池田漁業協同組合と休憩バース建設に関する協議を進めた結果、平成18年３月16日に合意に達しております。

この池田漁協の建設合意によりまして、小豆島町として香川県に対し、休憩バース建設の早期着工を強く要望しているところでございますが、非常に厳しい県の財政状況の中で、高潮対策事業への予算配分などの要因から、休憩バースの早期着工は非常に難しい状況でございます。しかしながら、休憩バース建設は池田港改修事業にかかわる池田船主会との約束事でありまして、一連の池田港整備事業の一環として、今後も県に対して早期着工を強く要望してまいりたいと、かように思っております次第でございます。

３点目の認定こども園につきましては、教育長から答弁を願います。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） ３番森口議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の内容は町長が施政方針の中で、認定こども園について、３番森口議員さんが質問要旨で言われましたように、認定申請を検討するとしておきながら、その後どう検討がなされ、その結果どうだったのか、町なり教育委員会の考え方についてのお尋ねかと思っております。

認定こども園につきましては、少子化の進行に加え、家庭や地域を取り巻く環境の変化

により、就学前の子供の教育と保育に対するニーズが多様化したことを背景に、平成18年10月に幼稚園が3歳未満の児童、また保育所が就学前の児童を、しかも保育に欠ける欠けないを問わず一つの施設において預かることができるよう、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が施行されました。

この法律の施行を受けまして、香川県では同年12月に認定こども園の認定の基準に関する条例を施行し、施設の具体的な認定基準を定めております。県の認定基準を申し上げますと、職員等の配置に関する基準、職員等の資格に関する基準、園舎、保育室等の面積に関する基準、調理室の設置に関する基準、子育て支援事業の実施に関する基準がございます。

小豆島こどもセンターにつきましては、運営形態からいたしますと、この認定基準を満たしていると考えられておりますが、認定を受けたいといたしましても、新聞報道にもありましたように、5年ごとの更新申請を要するなど認定申請の手続が煩雑なこともあり、今のところ幼稚園と保育所の共用化に関する指針に基づき運営を行っているところでございます。

また、内海保育所橘分園と福田分園につきましては、平成18年4月にそれぞれが隣接する旭幼稚園、福田幼稚園とで施設の一体化を図りました。2分園とも内海保育所を本園とする分園制度を前提に幼稚園と併設いたしましたので、本来保育所に設置義務のある調理室を設けておらず、内海保育所で調理した給食を搬送しているところでございますが、この2分園を認定こども園として認定を受けるためには、調理室の設置に関する基準により調理室を新たに施設の中に設置する必要があり、その施設改修経費を要するということとなります。

池田地区におきましては、小豆島こどもセンターを設置し、幼・保一体化の運営を図っているところであり、また内海地区の2分園につきましては、内海保育所の定める保育方針に従いながら、幼稚園との交流を積極的に行うことによって教育と保育を提供しておりますが、このような体制においても認定こども園の目指す就学前の子供に対する教育と保育サービスの提供はできているというふうに考えております。

また、認定こども園に対する財政支援につきましては、民間が設置する施設への助成はございますけれども、公立の施設に対してはございませんし、小豆島こどもセンターにつきましては、先ほども申し上げました指針により十分運営ができておりますので、今のところ現在の運営方法を継続してまいりたいと考えております。

なお、この件につきましては新聞報道がございましたが、国にありましても目標とした

設定件数にほど遠い実態を踏まえまして、文科省、厚労省が設置した組織で申請手続の簡素化や助成制度の充実などの促進策をまとめるとしておりますので、この動向にも注視しておく必要があるかと思っております。どうぞご理解賜りたいと思います。

議長（中村勝利君） 3番森口議員。

3番（森口久士君） 3点の返事をいただいたんですが、まず1点目の産直の支援についてですが、確認なんですが、財政的な面も考えていただけるということで解釈しとったらいいかなと勝手に思よんですけども、用地についてはJAのほうが先ほど答弁にありましたけども、あらかたのあれですが、用地を貸していただけるかどうかという交渉に本部長なり部長が一緒に行ってお願ひしたということは聞いております。町長の答弁にあったように、遊休農地の解消いうんはやはりかなり役立っておるのではないかなと、こういうことでありますので、先ほど言いましたように財政的な面の支援も考えていただきたいということで、それから休憩バスについてですが、これは少し当然お金がないというんはわかっておりますし、県も厳しい状況、これは聞くところによりますと、町の負担が工事費の40%負担が要るといようなこともあるんかなということで、延び延びになっておるのかなと思っておりますが、漁業組合との合意、これが余り延びていきますと不信感を持たれるのではないかなということがあると思います。そういうことで、再度どういう、もっと突っ込んだ考えをお聞きしたらと思います。

それから、認定こども園については、先ほど答弁ありましたが、5年ごとの更新が必要とかこういうなんも私一応調べておりますが、私が言いたいのは施政方針に出しておきながら、何も我々にそういう話がなかったと、こういうことについて少し問題ではないかと。少しきついですけど、そこらあたりがあるのではないかなと思います。

それから、この施政方針何で出しとんのに言うんかといいますと、この18年の施政方針につきましては、当日張りかえしたんです、最初に配った分を。そのぐらいうらうというあれでこういう内容を変えてきたのに、なおかつ資料が、私の取り方が変なんかもしれませんが、十分内容がわからずにこれをやりますというふうに出してきたいうんがちょっとおかしいなということで、そのあたりどうなんですか。今度は、また次の少し変わったといいますか、国からの再度出た内容、簡素化とかいろいろあるようなことがあるんですが、これも十分協議して教育委員会なりで教育委員さんなりの会を持って検討する考えがあるのかどうか、そのあたりをお聞きしたらと思います。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 第1点目の産直につきましては、この前も申しましたように、小

豆島の地産地消の売店として今の場所が中心になっていくだろうと、もう既にそういう傾向が見えておるわけでございまして、農作物はもちろんのこと、魚も産直で売られるような方向になるだろうと思いますし、またそういうことを我々としては望んでいくわけでございまして、全面的にできるだけの協力はしていきたいと、こう思っております。

それから、パースにつきましては、これは漁業組合と話がついておりまして、これらにつきましてもこれから前向きに取り組んでいくと、積極的に取り組んでいきたいと、こう思っております。

それから、3番目につきましては、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 18年度の施政方針で町長のほうから認定こども園という考えがあるということで説明があったようでございますけれども、その後検討した結果、余りメリットがないというようなことをございましたという返答でいいのかどうかわかりませんが、とにかく皆様方に説明が非常におくれたというのか、ご質問がなければそのままほったらかしにしていたような感じになっておりまして、非常に申しわけないことをしていると思っております。十分おわび申し上げたいと思います。今後、町長の施政方針に基づきまして、我々のほうでも動いてまいりたいというふうな考えではあります。

それから、今後のことをございますけれども、先ほども申し上げましたように、国の状況が変わりますと、また委員会のほうでも検討を加える時期が来るんでないんかと。今の段階では今のままで進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解お願いしたらと思います。

議長（中村勝利君） 暫時休憩します。再開は10時50分。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時50分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（中村勝利君） 次、6番新名議員。

6番（新名教男君） 私は、小・中学校の耐震化について質問いたします。

中国の四川の大地震、それから最近起こりました岩手・宮城内陸地震による甚大な被害が新聞、テレビ等で放送されております。今、日本には110の活断層があるとされておりまして。しかし、2,000を超えるわからない未知の断層が存在する、2,000でございます、と言われております。岩手・宮城内陸地震はこの110の活断層と全く違う断層だそうでご

ざいます。地震列島日本と言われるゆえんだと思います。

現在、小豆島町において小・中学校校舎の耐震化工事、それから耐震診断、これもおこなわれております。今月の11日だったと思いますが、学校施設耐震化事業の国庫補助が従来の2分の1から3分の2に引き上げられました。改正地震防災対策特別措置法というのが成立、国のほうでしました。これを受けて、13日の日に文科省から学校耐震化加速をお願いという文書が都道府県に配られました。多分、町の教育委員会にもこの文書は、通達は来ておるとおもいます。小豆島町において、小・中学校の統合計画が進められております。しかし、統合計画、小学校の統合ですが、中学校も含みますが、これはまだ住民にも説明ありませんから、6年、7年はこれはかかるんじゃないかと、これは私の推察でございます。耐震化に緊急を要する校舎について、統合計画とは切り離して耐震化を推し進める考えがあるかどうかをお聞きしたい。平成20年、ことしですが、5月1日現在、小豆島町には児童数が768名、これは小学生です。それから生徒数、これは中学生ですが453名、合計しますと1,221名が危ない校舎で勉強している。これが現実でございます。児童・生徒1,221名の命を預かるのは町行政のトップである町長さんであり、それから教育行政のトップでありますこちらにおいでる教育長、このお二人だと思っておりますが、今申し上げたことについて責任ある答弁をお願いします。以上です。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 6番新名議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問は、耐震化に緊急を要する校舎については、統合計画とは切り離して早急に耐震化を図るべきではないかということでございますが、現在学校再編整備検討委員会において、ご質問の内容も含めての検討を行っております。

先月12日に発生した中国の四川省の大地震では、7万人近い死者が出るとともに、学校施設の倒壊により多くの子供たちの命も奪われました。また、国内にありまして、今月14日の岩手・宮城内陸地震が発生し、学校施設でも被災がありました。土曜日ということもあり、被害は少なかったとはいえ、複数の児童・生徒が負傷しております。

香川県は比較的地震被害の少ない地域との認識がございしますが、改めて耐震化の必要性を強く感じたところでございます。また、6月20日に文部科学省が発表した公立学校施設の耐震化率、平成20年4月1日現在におきます香川県下の状況では、小豆島町の耐震化率は36%でありまして、県平均の52.0%を下回っております。学校施設は災害時に避難所の機能も持ちますので、できるだけ早く方向性を決定していきたいと考えております。児童・生徒の安全を確保するということは、設置者としての重大な責務であります。学校施

設の安全確保は第一に優先すべきでございますが、厳しい財政状況の中、効率的に施設整備を行うことが重要であろうかと思っております。検討委員会の答申を尊重した上で、今後の統合計画及び耐震化計画を今年度中に策定したいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

なお、詳細につきましては、教育長から答弁をいたしますので、よろしくお願いたします。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 詳細についてのご答弁を申し上げたいと思います。

まず、本町の学校施設の耐震化の状況でございますけれども、校舎につきましては1次診断を実施いたしました星城小学校がI s値で0.3から0.5、苗羽小学校が0.3から0.9、安田小学校が0.3以下であり、2次診断を実施した池田小学校が0.4から0.6、優先度調査の福田小学校はランクが4となっております。体育館につきましては、1次診断を実施した星城小学校が0.3から0.4、安田小学校が0.7以上であり、優先度調査の福田小学校はランクが3となっております。なお、苗羽小学校は平成11年、池田小学校の体育館は平成16年の建築でありまして、耐震性に問題はございません。

次に、中学校ですけれども、内海中学校は本年1月に校舎が完成し、現在体育館の改築に向けての業務を進めております。池田中学校の校舎は優先度調査のランク1ですが、今年度に1次診断を実施することになっており、体育館は平成11年の建築でございますので、耐震性に問題はございません。

以上のような状況でございますけれども、本年4月に文部科学省からI s値0.3以下及び優先度ランク1、2である施設については原則として平成22年度までに耐震化を検討するよう通知がございました。I s値が0.3以下に該当する学校施設は安田小学校校舎でございますが、池田中学校校舎についても優先度ランクが1でございますので、今年度の1次診断の結果によっては先ほどの文科省の対象になるかと思っております。

また、財政的な協議はいたしておりませんが、耐震化計画の面では、第3次地震防災緊急事業5カ年計画において事業量を確保する意味で、平成21年度に池田小学校、22年度に安田小学校の耐震補強工事を計上いたしております。

昨年10月に設置いたしました学校再編検討委員会では、現在幼稚園、保育所部会、小学校部会、中学校部会の各部会で統合問題を含めて耐震化や老朽化への対応など、施設の計画的な整備について検討中でございます。学校の統合につきましては、地元から教育活動の拠点が失われることに対する懸念や学校と地元が協力し合い築いてきた地域の良好な関

係が崩れるのではないかという不安も大きいと思いますが、児童の立場に立った建設的な検討を行い、本町の将来を担う子供たちにとってよりよい教育環境を確保することが最優先されるべきであると考えております。

ところで、校舎の耐震補強工事を実施するとなりますと、1校当たり1億円から1億5千万円程度は必要になると思われれます。また、耐震補強にあわせまして、大規模改修工事の必要な学校もありますので、4小学校、1中学校の校舎の耐震補強工事には、概算でございますけれども最低で5億円、場合によっては8億円以上となることも考えられます。

校舎の建築年数を見ますと、池田小学校は建築後29年、安田小学校が38年、星城小学校が42年、苗羽小学校が48年、池田中学校が45年となっており、相当の年数が経過しておりますので、耐用年数の問題があり何年使用できるかという問題もございます。

児童数の推計では、内海地区の星城、安田、苗羽、福田小学校を合わせても、平成26年度には1学年が3学級ですが、他の5学年は2学級となり、全体でも13学級となる見込みでございます。生徒数の推計では、池田中学校の全学年が1学級となる平成28年には、内海中学校と合わせましても各学年で3学級となります。このような状況を考えますと、検討委員会の各部会においても、時期はいつになるにしても教育環境の面からも統合は避けられないという意見もございます。

学校の統合計画とは切り離して早急に耐震化を図るべきでないかということですが、町長の答弁にもありましたように、厳しい財政状況の中でもございますので、効率的に施設整備を行うことも重要であると考えております。このため、耐震補強工事を先行して実施することは理想ではありますが、将来的に統合となった場合、統合校舎建設という新たな財政負担が伴うことにもなりますので、慎重に検討をするべきであると思っております。

国においては、学校施設の耐震化に対する国の緊急措置を大幅に拡充することを内容とした地震防災対策特別措置法改正法が先ほど議員さんのほうからお話ありましたけれども、国会のほうで成立し、私のほうにも文部大臣から、この13日に学校耐震化加速に関するお願いが参っております。

内容といたしましては、将来の日本を担う子供たちの命はかけがえのないものです。また、学校施設は自然災害発生時の住民の生命、安全を守る公共的な防災拠点となる施設であります。このことを改めて再認識いただき、特にリスクの高いI s値0.3未満の施設の耐震化に緊急に取り組んでいただきたいとなっております。

先ほど来、出てきております学校再編整備検討委員会では、このような状況を総合的に

判断していただいて、学校再編及び耐震計画についての方向性を示した答申をいただきたいと考えております。この検討委員会の答申を受けまして、議会の皆様とも協議を行い、最終的な本町の学校施設のあり方を今年度中には決定したいと思っておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

議長（中村勝利君） 6番新名議員。

6番（新名教男君） 教育長、財政が困るとんのはわかりますよ。お金か命か、それはもう回答は出とると思うんですけど、そのあたりのことをもう少しポイントを、同じこと言わんでええんですよ。今の分についてどうするか、もうちょう簡単に聞きょうてわかるように、あっち行ったり、こっち行ったり、いろんなこと、Is値やくそや言うんもわからんですよ、これ。そういうこと、もう少しできんのやったらできん、そしたら理由はこれ、やるんやったらいつやると、検討委員会と今言ようりますけど、じゃあ検討委員会は、質問ですよ、この前はいつやって、今度はいつやる予定か、それ1つ後から教えてください。検討委員会で今年度中に決めるとおっしゃりよんじゃけど、検討委員会は以前はいつやったんか、今次はいつやる予定か、それ1つ後で教えてください。

それから、町長が今言われました検討委員会で今年度中に結論を出すと。それ間違いないか、ひとつ後でお答えください。

それから、教育長ですが、今もう一度申し上げますが、財政的に困るとんはわかります。3校やるとすれば、今教育長は5億円から10億円と言いましたが、じゃあ先ほど国が出とんは2分の1から3分の2という補助を計算したら、聞きょうる人は5億円いうて大きいけれども、その3分の2いうたらこんだけですいうて言うてくれるのが親切です、違いますか。そこで、じゃあその1億円何ぼ要るんやったら、3つ合わせたら何億円になる、だからこれは財政的に難しいとか、そういうふうに具体的に教えてください。何か本に出てくるような答えじゃなくって、今の分、もう一度聞きます。財政が大事か、命が大事か、これ1つと、それから予算措置をとるとしたら、その分は今の財政状態では命をほっとっても1,221人、中学生はのきます、耐震がありますから、ちょっと引かんといけませんけども、それらの心配の親御さんが学校へ預けてるその校舎の耐震はほっとっても、それを財政難であると言って置いとかざるを得んのか、その分についてももう一度町長と教育長にお尋ねします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 国のほうでも命が大事だと、こういうことを優先しとるんですから、命が大事でありまして第一優先であります。

それで、この年度末までにいうことは、統合もある程度視野に入れて考えていくという、年度末統合も視野に入れて検討していただきたいと、こういうことでありますが、もう一度言いますが、命が第一優先であります。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 先ほどのご質問ですけれども、まあ、まあいう言い方は失礼ですけれども、お金と命の話、これはもうはっきりと命が大事であるっていうことは文科省の大臣のほうも言ってますし、私自身も命のほう的大事であるというような考えは持っております。また、町民の皆様方が非常に心配していると、特に福田小学校が安田小学校と統合するわけですけれども、この福田小学校のほうの優先度が3、それに対して安田小学校のI s 値が0.3以下っていうふうなことで、福田小学校の保護者の方からも非常にきつく要望をいただいております、耐震化を急げというような要望をいただいております。ごもっとものことだと私自身も考えております。

それで、先ほどの2分の1から3分の2というような話でございますけれども、この緊急対策の件ですけれども、これはI s 値0.3というものが出てきております。それで、I s 値0.3ですと、安田の小学校だけっていうようなことになりますので、金銭的には先ほど申し上げましたような金額の、若干引いたものというような形になろうかと思っておりますので、相当な財政負担が要るというようなことで、町財政当局とも話を進めておりませんけれども、非常に難しいんでないのかなというような感じも持っております。また、まず財政と話してないんかいというおしかりを受けるだろうと思っておりますけれども、財政とも検討していかんだらいかん問題かと思っております。すべてにおいて、こういふことも含めまして、検討委員会で検討していくというような方向で進めておりますので、ご理解をお願いしたらと思っております。

それから、検討委員会の開催状況でございますけれども、この件につきましては、課長のほうから答弁させます。

議長（中村勝利君） 学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） 学校再編整備の検討委員会の開催の状況でございますけれども、まず第1回目を4月4日、これは全体の検討委員会でございました。その検討委員会の中で、委員さん24名おいでますので、大勢であるということで部会に分けようということになりました。小学校、中学校、それから幼・保部会、3つの部会に分けることにいたしまして、それぞれ小学校部会が5月22日、中学校が同じく5月27日、幼・保部会が6月9日それぞれ1回目の部会を開いてございます。1回目の部会ですから、先ほど来教

育長のほうからも耐震の話であるとか、児童・生徒数の話、そういう話もございましたけれども、町の現状をご説明いたしまして、委員の皆さん方から意見を伺った程度でございまして、まだ方向性までは決定を見ておりません。今後の予定でございますけれども、おおむね1月に1回それぞれ部会を開催をすることにいたしております、予定ですけれども、9月末には部会での方向性を決めていきたいというふうに思っております。その後、全体の検討委員会で町長に対する答申内容を検討していきまして、年内にはある程度の方角を出していきたいというふうに思っております。

それからもう一点、耐震補強に対する国の補助率の嵩上げという話で、6番議員、新名議員さんからはもう少し具体的に金額でというご指摘もございました。ご指摘はよくわかるんですけれども、何分文科省の補助につきましては、必要経費の3分の2というものではございませんで、常に補助単価というのが決められてございます。その補助単価に対します3分の2という、そういう補助の内容になってございまして、今の時点でその補助単価が幾らであるかというのがわかりませんので、具体的に申し上げられません。その点、ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

議長（中村勝利君） 6番新名議員。

6番（新名教男君） そんなに無理を言うつもりはないんですけど、教育長今言われたように、この予算に校舎の、1つ聞きたいのは、3小学校の、中学校も含まれますが、統合計画と、それから耐震化は切り離して考えるんかどうか、多分答えは検討委員会云々と言うんじやろうと思いますが、教育長の方針としてはどう考えとるか。切り離して考えるんかということ、これを1つお聞きしたい。

それからもう一つは、検討委員会も含めまして、教育行政のいろんなやり方を見ても、今校舎にしても苗羽、安田、星城が30年間ひとつも、校舎は古うなったら建てかえんといかんというのはもうわかってんんです、これ何十年いうて。その分に対して、教育委員会として30年間予算を上げたんかどうか、聞きたいんですよ、わし。全然変化がない。ほいで、ずうっと統合段階になってどうするという問題が出てきとる。これも今ごろ言うたってちょっと遅いんですけども、そういう意味で、今予算についても教育長こう言いました。町行政とは話し合いを進めておりませんと言われた。これでは教育長、やっぱり行政のその財政課とは話をして、できるかできんか、そりゃ責務です。そこをしとかんと、話もせんと進めておりませんでは、これは責任回避と言われても仕方がないと思えます。最初の質問、その分は1つの質問、今の分、統合計画と切り離すのかどうするのか、その分を明確に答えていただくと、それから教育行政全般についての今のお願ひした分

をぜひ実行していただきたいと思います。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 統合計画と再編問題ですけれども、検討委員会で検討するというお答えを言われるだろうということでございますけれども、この2つを一緒に検討していくという形で進めていっておりますので、ご理解願ったらと思います。片方だけ切り離してないということでお答えさせていただけたらと思います。

それから、財政当局と詰めてないというようなお話で、教育長としてそんなんじゃ頼りないやないかというようなことで、ご叱責をいただきましたけれども、今回この地震対策について、耐震化と統合という問題について検討委員会の結論を待って財政と相談していくというようなことで、総合計画の中の件に関しては一応財政のほうへお願いはしているところでございます。最初の問題については、一緒に検討委員会の中で検討していくという形で進めておりますので、ご理解願ったらと思います。

（6番新名教男君「ちょっと待って、頼りないとは言ったりしませんから、終わります」と呼ぶ）

（「いいですか、訂正、聞き間違いです」と呼ぶ者あり）

議長（中村勝利君） 訂正をお願いします。

議長（中村勝利君） 次、2番藤本議員。

2番（藤本傳夫君） 失礼します。私のほうからは、最近4月末の国会で成立しましたふるさと納税についての町の対応はどうなっているのかということをお聞きいたします。

小豆島町において、ふるさと納税制度はどのような対応を行っているのか、詳しい制度の説明をお願いしたい。住民への周知、広報はどのように行うのか、また小豆島町外の方への案内が大事なんですけども、その方にはどういうふうなお誘いといたしますか、小豆島町に寄付、納税ですから寄付ではないんですけど、寄付行為みたいなもんなんですけども、お願いするのかということです。

先日も東京小豆島会の総会で町長がお願いしたそうでございますが、東京や大阪の小豆島会等を初め、高校のOB会、各種団体の名簿等があると思いますが、そういうふうなもの活用はどのようにするのか、個人情報保護の観点がありまして、それを勝手に使うてもええんかどうかいふところもちょっとひっかかるこあるんですけども、それと町によっては協力者の方に地域の物産や景品等を送ったりして、小豆島の場合でしたらオリーブとかそういうものになると思うんですけども、田舎を思い出していただいて、よりよい田

舎をどう活用していくか、つくっていくかということをお願いしたいと思います。どうもよろしく申し上げます。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 2番藤本議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、ふるさと納税制度の概要につきまして申し上げます。

ふるさと納税制度を最初に言い出したのは、福井県の知事と言われておりますが、そもそも発想は、もともと地方で育った人が大都市に就職して税金だけ大都市に払い、また年老いて地方に戻るとなると、地方の負担が大き過ぎる。格差を是正するため、本人の意思で住民税を分割し、一部はふるさとに納めることができるようにならないかということでございましたので、ふるさと納税と呼ばれるようになったところでございます。

これに関しまして、総務省におきましてはふるさと納税についての研究会をつくって検討いたしました結果、住民税の分割は受益と負担という税の基本的な考え方や租税の強制性などの観点から、税金として納付することは難しいとの結論となりました。

そこで、納税という形でなく、個人それぞれが思っているふるさとに対して寄付を行うことに対する寄付金控除の制度を見直し、所得税での寄付金控除と同じように、地方税である個人住民税においても税額から直接控除する方式として、適用下限を5千円に引き下げるものであります。

具体的に申しますと、個人で都道府県や市町村に5千円を超える寄付をしていただきますと、住民所得割額の10分の1を限度に、今住んでいる自治体に納付している個人住民税から5千円を超える部分が税額から直接控除される制度でございます。その対象寄付金は、地方公共団体に対する寄付金以外の寄付金と合わせて総所得額などの30%が上限となっております。

次に、小豆島町としての対応でございますが、7月から小豆島町のホームページにおきまして、寄付や住民税の控除を受けるための手順などについてお知らせする予定にしております。また、香川県のホームページでもふるさと納税を呼びかけするサイトがあり、そこに小豆島町のバナーも掲載されておりますので、そこからリンクで小豆島町のホームページに移動できるようにいたします。

実際の流れとしましては、電話、郵送、ファクス、Eメールなどで寄付の申し出をしていただき、その後に現金は郵便振替などでご寄付をいただくこととなります。その際には、総合計画の5つの大綱や4つのシンボルプロジェクトなどのメニューを提示いたしまして、できるだけ寄付をいただく方の意思を反映できる仕組みにするとともに、町長名で

礼状を送付し、使い道に希望がある方につきましては使途の報告を行ってまいります。

また、住民税の控除につきましては、確定申告をする方は確定申告に領収書を添付して申告すれば、今住んでいる自治体の住民税額から控除されます。サラリーマンなど確定申告が不要の方は、今住んでいる自治体で領収書を添付して申告書を提出すれば、税額控除が受けることができるものでございます。

次に、住民の皆さんへの周知・広報についてでございますが、ふるさと納税の趣旨は現在ふるさとを離れて生活している方のふるさとへの思いを形にするということでございますので、税制の寄付金控除の拡大をお知らせするのにとどめたいと、こう考えております。

次に、小豆島町外の方への案内の方法でございますが、先ほど申し上げましたホームページによる広報のほか、東京、大阪など小豆島会、錦楓会や翠雲会、また香川県人会など、機会あるごとにあいさつでのお願いやチラシの配布などによりまして、積極的にPRしたいと考えております。先日開催されました東京小豆島会でも、あいさつでふるさと納税に触れまして、出席者の皆さんにお願いするとともに、チラシ配布などをいたしました。ただし、各種名簿の活用につきましては、個人あてに送付されることを負担に感じる方もおられると思いますので、香川県や県下の情勢を見ながら検討したいと考えております。

また、協力していただいた方に景品や地域の特産物を送るかどうかについてでございますが、ふるさとを思い出していただく意味で、希望者にはオリーブの苗木など送ることを検討してまいりたいと考えております。

最後に、現在の状況でございますが、大口の申し出を1件いただいております。いずれにいたしましても、寄付をしていただいた方のご意思を生かすことが最も重要であろうかと考えておるところでございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 2番藤本議員。

2番（藤本傳夫君） 先ほども大口の1件の方が希望にこたえられて寄付してくれるそうでございますが、特にその方の意思があればそっちのほうに使っていただいて、またほかのいろんな方がありまして、その方々の特に意思がない場合は小豆島町としてはどういうふうな目的に使うのかという、その辺の考えといたしますか、お金の色はついておりませんので、寄付してくれた金も町民からもらった金も同じなんですけども、だからそのお金を原資として特に事業を起こすとか、そういうふうな考え方はあるんでしょうか。その点をよろしく願います。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 例として申し上げますが、先ほど申しました1人だけ申し込みがございました。その方に意向を、何に使うたらええかというようなことも尋ねました。例えば、教育奨学資金とか、また身体障害者とか福祉に使うとかいろんなありますけども、どういうことに使ったらええか、その方は特定はしませんでした。特にということではないんです。それで、いずれその金をどう使うかいうんはこれから相談させてもらいますということで、とりあえずいただきますと、こういうことで後ほど相談しますと。それから、ふるさと税を納入していただいた時点で、今先ほども心遣いとしていろいろな品物、ふるさとの品物をあげたらどうかというようなことなんですけど、それも何かおあげしたいと言うたら、わしは要らんと、そんなために出すんやないんやから、だからそれはその金があればお礼くれる金を福祉に寄付してくださいと、こういな、その方の希望はそういうようなことでした。それぞれだと思いますので、やはりふるさとのちょっとした気持ちです。そうめんとか産物をお送りするのも、またそれもいいと思うんです。人によって受けとめ方が違うので、その方が言いますのは、赤十字のほうへ毎年寄付しとんだと。そして、赤十字のほうからお礼の品物が来るそうです。それをくれるんやったら、わしは寄付せんと、こう言うたらもうお礼が来んようになったと、こういうようなこと言ってましたけど、人によると思います。そういう点で、このふるさと税につきましては、これから千差万別だと思うんです、希望が。また、そういうなことでありますので、いろいろと受け入れに対して勉強もせないかんし、また香川県や他の市町もどういう形でやるんか、これから検討して適切な形で生かしていきたいと、その寄付金を、こう思っております。

議長（中村勝利君） 次、14番村上議員。

14番（村上久美君） 私は、2点について町長に伺います。

まず第1点は内海ダム再開発の問題についてです。

まず最初に、坂下町長、国土交通省四国地方整備局ではダム建設における土地収用法に基づく事業認定はいまだかつてないとのこと、このような強制収用のやり方で地権者の土地を収奪することに強く抗議するものです。

さて、本題に入ります。

日本共産党池田支部が5月から池田地区住民に対して、小豆島町まちづくりアンケートを実施しました。返送されてきたアンケートのうち、内海ダム再開発の問いに対して、反対が、これは最近の数字を申し上げます、41.53%、わからないが34.61%、賛成が

11.53%の意思が示されていきました。そのたくさんの中で、水は吉田ダムで足りているのではないかと、185億円もかけてダムは要らない、借金だけを池田に押しつけるのか、何も利にならない、税金の無駄遣いなど数多くの意見があります。池田地区住民の内海ダム再開反対の声を真摯に受けとめる必要があります。また、行政の説明責任を果たす必要があるのではないですか。

さきの議会において、我が党の質問で人口減少の中、上水道の利用数が減少するのだから、これ以上の水は必要ないのではないかと、ダム開発はやめるべきと指摘しました。その後、町当局は当初ダム再開の根拠に上げていなかった簡易水道を上水道に統合すると示しました。我が党の指摘を案に認めたことになるが、ダム建設の根拠にするためには人口減少を補充する必要があったのではないですか。そのため、後からの理由づけをし、何が何でも新内海ダム建設ありきを押し通す姿勢が伺えるものです。

2町合併協議会合意においては、簡易水道事業は現行どおり引き継ぐものとなっております。簡易水道の老朽化があるなら改修し、今の施設、資源を有効活用すべきです。上水道に統合すれば、どれほどの建設費用が必要なのか、簡易水道施設などの改修と上水道統合費用の比較はされたのか、伺います。

中国の地震、岩手・宮城内陸地震は多数の人命や家屋が奪われ、悲しみに打ちひしがれています。被災者の皆さんには心からお見舞い申し上げます。このような地震でダム決壊のおそれやダム堰堤の亀裂が起こっています。昨今、東南海・南海地震の発生が予想されている状況にあります。こういう状況下にあるにもかかわらず、断層の上にダムを建設する、ダム堰堤の懐を支える脆弱さなど、治水の確保どころか危険な要素を含んだ内海ダム再開は今考え直す時期ではありませんか。町長の見解を伺います。

次2点、住民の理解得られない同和行政についてであります。住民の理解が得られないだけでなく、県の包括外部監査からも人権同和関連施策の再検討が必要であると指摘があるように、町の同和行政施策を終結の方向を示す大胆な見直しが求められることから、次の点について質問します。

1つは、特定団体への啓発活動補助金の大幅削減を求めるものです。3つの支部の部落解放同盟が支出している活動の参加費負担金は、町が支出する負担金補助金及び交付金と重複している部分があるのではないのでしょうか。3つの支部の構成員は、他の団体の比較して極端に少ない構成員であるにもかかわらず、構成員外に対しても費用負担をしているなど、法外な補助金と言えます。

2つ目は、隣保館にかかわる施策の総合見直しで大幅削減を求めるものです。香川県包

括外部監査意見によりますと、隣保館の主たる設置目的である相談事業の利用度が低いと言える。利用状況、利用率を調査分析し、費用対効果も含め、施策の総合的見直しを検討すべきであると指摘しています。公民館1施設当たりの費用を比較すると、隣保館1施設は公民館1施設の倍の費用が支出されています。香川県包括外部監査の意見を真摯に受けとめ、施策の見直しと補助金費用の大幅削減を求めるものです。以上、質問を終わります。答弁よろしくお願いたします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 14番村上議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の内海ダム再開発に関する質問に関してでございますが、日本共産党池田支部が行ったアンケートの趣旨、配付先、また送付された数、それらが池田地区住民の何割に当たるのかといったような状況を示していただかなければ判断をしがたく、具体的な答弁をいたしかねるものでございます。

このことに関連いたしまして、これまでも繰り返し申し上げているように、旧内海町におきまして、平成13年度に行いましたダム建設地と下流域である神懸通、草壁本町の18歳以上1,763人を対象に行った署名における81%の支持、また平成15年に行いましたさきの署名地区以外の18歳以上8,353人を対象に行った署名における80.93%の支持に基づきまして、これまでも事業を進め、合併後も内海ダム再開発ニュースを全戸配布いたしまして、状況を議会や自治会へ説明し、ご理解をいただくとともに、各年度の予算を議決いただいて進めております。ご質問の趣旨はこれまでの主張と同じであると思っておりますので、これまでの答弁で申し上げたとおりでございます。簡易水道の答弁等に関しましては、後ほど担当課長から説明をさせます。

そしてまた、先ほど具体的に申されました土地収用法とか、また吉田ダムに水余るやないかと、十分じゃないかとかいろいろありましたが、それらにつきましては後ほど私のほうからまた答弁をさせていただきます。

2点目の同和施策についてのご質問ですが、さきの3月議会で答弁を申し上げましたとおり、昭和44年同和対策事業特別措置法が制定されて今日まで3度の法改正と期限の延長がなされ、平成14年3月末をもって最終法の地域改善対策特定事業に関する国の財政上の特別措置に関する法律が失効いたしまして、一般対策へと移行、または廃止となったのでございます。

また、香川県におきましても、法失効後実施してきた同和対策単独事業については、18年度末をもって一部を残し、一般対策への移行もしくは廃止をしておりますが、同和問

題が解決したから法が執行したということではございません。地域改善対策協議会では、同和問題は過去の問題ではない。残念ながら依然として我が国における重要な課題でありまして、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものではないことは言うまでもない。また、部落差別が存在する限り、積極的に推進しなければならない行政課題であり、今後の重要な課題は教育、啓発問題とともに、産業、就労問題であると意見具申されております。

一日も早い部落差別の解消には、対象地区の低位な実態から脱却が重要であります。そのためには、必要な施策を実施するとともに、地区住民の主体的、自主的立ち上がり問題解決の大きな力となりますが、町としての取り組みにも限界があります。そこで、関係団体に施策について理解と協力をいただくとともに、啓発活動及び地区住民の自立向上の精神の涵養を図るため、その取り組みについて一翼を担っていただきたく、本町では運動団体へは昭和46年から啓発活動補助金を予算化してきましたが、額の最も多かった平成8年から年々減額をしており、本年20年度の啓発補助金は半減しております。

人権問題の中でも特に同和問題、部落差別は差別する側、差別される側どちらにとっても大変不幸な問題であると考えております。これらの問題の解消を図るために、行政の責任において取り組まなければならない課題であり、同和問題解決に向けて実態を把握し、必要な事業につきましては継続して実施してまいりたいと考えております。具体的な取り組みにつきましては、担当課長から後ほど説明をさせます。この後、水道課長から説明をしていただきます。

議長（中村勝利君） 水道課長。

水道課長（曾根為義君） 14番村上議員さんのご質問にお答えをいたします。

簡易水道の統合に関してでございますけれども、小豆島町では上水道区域を除いた中山、橘地区、岩谷地区、当浜地区、吉田地区、福田地区の6地区において簡易水道事業により水道水を供給しております。簡易水道統合計画につきましては、旧内海町時代に第3次内海町長期振興計画の中で簡易水道の上水道への統合が計画されておりましたし、小豆島町総合計画にも簡易水道から上水道への統合が計画されており、これらも踏まえ総合的に検討されたものでございます。

先ほど合併協定項目では、簡易水道は現行のとおり引き継ぐものと14番議員が申されておりましたけれども、その続きとして簡易水道事業は現行どおり引き継ぐ、新町において随時調整するという重要な文章が抜けておりましたので、念のため申し述べておきます。

これらの簡易水道につきましては、小規模事業体でありますので、対象区域人口が減少

傾向にあること、また浄水施設の老朽化に伴う施設管理コスト、水源状況の悪化による供給水質の維持コストが増加傾向にあること、上水道料金に比べて安価な料金体系であることから、簡易水道の経営状況は逼迫しており、事業存続が危ぶまれている状況でございます。このような状況の中、本町では現在の簡易水道特別会計の財務状況では、施設及び供給水質の維持に加え、施設更新や改良などの単独対応はもはや限界に達しているとの判断から、国の方針に基づき、簡易水道事業の上水道への統合を進め、経営基盤の強化を図りつつ、厚生省が所管する簡易水道統合整備事業などを活用しながら、施設の更新及び改良を合理的かつ効率的に行う計画といたしております。内海ダム再開発事業推進のための統合でないことをご理解願いたいと思います。

次に、簡易水道の上水道への統合建設費用についてでございますけれども、簡易水道の統合につきましては事業統合、経営統合がございまして、事業統合をする場合、橘、岩谷等の2カ所の簡易水道の現在の施設をリニューアルした場合、概算で申しますと2億5,900万円が必要となるのに対しまして、上水道に統合した場合、2億1,500万円の経費が必要であります。単純比較でございますけれども、統合するほうが4,500万円安くなると試算しております。

次に、地震との関連についてであります。中国四川省で起きた地震によるダムへの影響につきましては、十分な情報が得られておりませんが、幾つかのダムで表面にひび割れが発生したと聞いております。しかしながら、決壊したという情報は聞いておりません。また、岩手・宮城内陸地震につきましては調査中でありまして、今月6月17日、国土交通省のホームページによりますと、今回の地震により震度4以上の揺れを受けたダムは134ダムであり、ダム及びダム貯水池内の点検を実施した結果、ダム本体については軽微な変状が見られたダムはあるものの、現時点においてはダムの安全性に大きな問題はないと判断されるとのコメントでありました。内海ダム再開発事業の断層や耐震設計につきましては、県から問題ないと聞いております。以上で説明を終わります。

議長（中村勝利君） 人権対策課長。

人権対策課長（宗保孝治君） 14番村上議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の町の負担金補助及び交付金と支部の支出している参加費負担金が重複しているのではないかとということですが、20年度の予算書、3款1項6目でありますけれども、人権対策総務費の中の19節負担金補助及び交付金と、支部が支出している負担金で重複している支出は1件、香川人権研究所の会費であります。

香川人権研究所は特定非営利活動法人であります。香川人権研究所は、人権問題に関す

る調査研究事業、啓発事業、各種委託事業、相談事業などを行っており、設立の趣旨及び目的から、事業内容から見てみましても特段問題はないものと考えております。

次に、構成員以外の者、支部員以外の者でありますけれども、これに対しての費用負担しているところのご指摘でございますけれども、運動団体に未加入であります。自立向上に向け意欲的で部落解放について正しく学習をしたいと支部から申し出があり、県内外の研修会に参加した者の経費について支出を認めたものであります。今後、啓発補助金につきましては、県の包括外部監査を指標に活動内容など精査し、適切に対応してまいりたいと考えております。

2点目の隣保館にかかわる施策の総合見直しで大幅削減を求めるところでございますが、香川県の包括外部監査の隣保館に関する意見として、隣保館の主たる設置目的である相談事業の利用度が低いと言える。隣保館の利用状況、利用率等を調査、分析し、費用対効果も含め施策の総合見直しを検討すべきであると付されています。

14番議員もご承知のとおり、本町には3館、草壁会館、橘会館、城山会館がございます。まず、隣保館の利用状況でありますけれども、平成18年度で申し上げますと、草壁会館では利用件数と人数は1,364回、1万6,184人で、このうち相談事業については443回、699人、橘会館は564回、4,804人で、相談事業につきましては75回、230人、城山会館では606回、3,077人で、相談事業につきましては48回、154人であります。この数字につきましては、外部包括監査に掲載されている隣保館運営補助事業報告書に集計されているものでございます。

18年度の香川県下、22隣保館全体の相談事業の1日当たりの利用者数で比較してみますと、県下平均では1館当たり年間317人で1.4人、本町の3館を平均して1館当たりで年間361人、1.6人となっております。19年度の相談事業の実績では、3館平均してみますと、1館当たり415人で1日当たり1.9人ということで、本町の場合は年々増加傾向にあるということでもあります。

次に、公民館1施設当たりと隣保館1施設当たりの費用の比較でございますが、社会教育施設と福祉施設との運営費の比較については意見の分かれるところではありますが、平成20年度予算で比べたとき、それぞれの目の総額を単純に施設の数で除した場合には、確かに倍近くの差がございます。しかしながら、人件費を除いた事業費ベースで比較した場合については、1施設当たりの運営費についてのほとんどの差はございません。また、隣保館につきましては、国、県の補助金があります。一般財源だけで比較した場合につきましては、公民館1館当たり、町費でありますけれども664万6千円、隣保館1館当たりにつ

きましては418万7千円となっております。

いずれにいたしましても、周辺地域を含めた地域社会全体の中で福祉向上や人権啓発の住民交流の拠点となるコミュニティーセンターとして、今後一層地域に密着した総合的活動を展開していかねばならないと考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） 先ほど町長が言われました返送されてきたものは140通余りです。やはりそういう中で、私はきちんとそういう声にも耳を傾けるべきというふうに思います。そういう責任があるのではないですかということ伺ってるわけですが、その必要はないというふうに理解しました。大変池田住民の意思を無視した行政の運営だというふうに思います。

それと、同和団体に対する特定の補助金ですが、それぞれの団体の決算内容も資料としていただきました。しかし、補助以上に出てる状況もあるわけですから、財政力がその団体にあるというふうに見れるわけです。ですから、独自の会費、独自の財政力というふうなものもやはり求められる。その上で、他の団体と比較した補助金ということではなければ住民の理解は得れないと思いますが、そういう点についていかがなんでしょうか。構成人員も非常に少ないと、9人とか8人とかいうふうなそれぞれの団体です。そういう団体と他の自治会とかいろんな団体と比較すると、全くこれは問題にならないというふうに思いますが、それでもなおかつ継続していくという町長の答弁は変わらないのかという点に伺いたいというふうに思います。

ダムについては、今回公聴会の認定を受けるための行政が出した中に、理由づけとして簡易水道いうものを入れております。当初のダム計画の中にはこの計画、簡易水道を統合するというふうにはなかったというふうに理解しております。そういう中で、今回の問題点については納得できないというふうに思います。

それと、合併協議会においての合意ですが、これは課長が言われたように、附属機関に対してのところについては確かにそういう明記はあります、新町において。しかし、簡易水道の調整のところについては、それは明記されておられません。ですから、勘違いしてるんじゃないでしょうか。そういうふうなことになっています。附属機関のところ、あくまでも新町において検討するっていうのは、そういうふうになっております。ですから、これは答弁の内容とは理解できません。やはり、今度の先ほどの今ありました耐震の問題、確認できない断層、それによる地震被害がこれからも出る予想は当然あります。で

すから、断層の上にダムを建設する、そういうダム堰堤の懐の脆弱さ、ここの点についてはどう考えてんのか伺いたいというふうに思います。

議長（中村勝利君） 副町長。

副町長（吉岡忠昭君） 14番村上議員の再質問につきましてご答弁申し上げますが、まずアンケート調査の返送140ということにつきましては、やはり私たちといたしましてはどのような階層の方に配布されて回収されたのかということは非常に疑問に思われるところもございますし、絶対数からいいますと非常に少ないなというようなことで、ただいまの町長の答弁になったと思います。

それから、同和問題に対しましての団体への補助、これはもう私が常に申し上げておりますように、やはりこの同和問題ということについて、もう少し地域の実情等につきましても地域へ入っている14番議員も見ていただきたいというふうに思います。具体的な数字を申し上げますと、最近の数字は非常につかみにくいところもございますが、小豆島町の同和地区の世帯人口、これにつきましては全県下の大体世帯人口におきまして十六、七%を占めておるということでございますし、町内人口世帯数におきましても、いつも申し上げておりますように、6ないし7%というようなことで、非常に突出した地域、小豆島町でございます。それで、以前につきましては相当いろんなハード事業に投資をしまっておりまして、近年におきましてはやはり補助等はなくなったというふうなことで、最低限の事業費等で自立の方面にいろいろ啓発をしたり、努力を払っておるところでございますし、常に申し上げておりますように、この同和問題の解決は国の責務である、また国民的課題であると行政の責任であるというふうなことで、我々といたしまして適正な支出に努力してまいりますが、やはり地域が現状のような状況である限りは最低限の助成、ここで事業等については続けていかなければならないと、このように思っております。

（14番村上久美君「ダムの答弁は」と呼ぶ）

これは私の考え方を申し上げます。

ダムにつきましては、今合併協定項目云々で14番議員が言われた私意味が全くわかりません。できましたら、もう一度お聞きしたいと思います。合併協定項目の23の20、上水道関係ということで、3番に簡易水道事業については現行のとおり引き継ぎ、新町において随時調整すると、こういう文章になっておると私は解釈しておるんですが、14番議員さんにおきましては現行のとおり引き継ぎで終わられてました。後の新町において随時調整していくという一番肝心なことがもしかしたら抜けとんではないかなというふうに思いまし

て、私はご答弁しておるとおりでございます。

それから、地震の問題につきましては、私もそのような権威者ではございませんし、わかりませんし、やはり県の考え方、国の考え方に追随していくのが賢明でなかろうかなというふうに思っております。以上。

議長（中村勝利君） 暫時休憩します。午後は1時から再開します。

休憩 午後0時01分

再開 午後1時00分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（中村勝利君） 12番新茶議員。

12番（新茶善昭君） 会が始まる前に、中村議長、ご苦労さまです。四国地区の代表としてよろしく申し上げます。

まず初めに、中村さんのあいさつが済みましたので、次参ります。

メタボリックシンドロームについて、ちょっと非常に長いもんですから、ちょっと困りますが、メタボってということで参ります。

住民健診とメタボ撲滅について。住民健診が始まっていますが、受診率はどのくらいでしょうか。また、その目標値についても伺いたします。

健診の折、メタボ判定がありますので、肥満は万病のもとと話をされるはずです。メタボの人にも目標体重を設定されて、メタボ撲滅教育をしてほしいと思います。私が、ここにメタボということで非常にふさわしくないという方がおられました。ところが、私は思い切ってこの問題を提起いたしました。

ちょうど4年前の今ごろはちょっとベッドで寝とったんですが、そういうことで非常に皆さんにはお世話になりましたので、どういうことかという、きょう同僚議員が命が一番大切であるという話がありました。命が一番大切なので、私はこういったの命を拾った人間としてメタボを取り込んだわけです。

実は、このメタボであります、4月1日には自分自身73キロまで上がりました。それで、病院の久保院長が、ちょっと肥え過ぎとるぞと、ちょっと心して取りかかるほうがいいと。現在71キロであります。

そういうことで、我が町では毎週内海病院のほうで健康講座が開かれております。というのが、4月1日に久保院長の話を聞きました。それで、ちょっと気をつけようということで、時間の許す限り健康講座には参加するようにしております。その場の空気を皆さん

にお知らせしますと、参加者の半分くらいが近隣の方々であります。ということは、これは時間の許す限り、もっと大勢の方々に参加してほしいのです。非常にためになる話で、私がかためになっているというのも死に損ないの人間が言うなという人もおられますが、生を得た以上、そういう方でこういう講座にはできるだけ大勢の人が参加してもらいたいと思っております。そのための再度の広報活動、啓発活動をお願いしたいのであります。というのは、長野県の、私たちが去年の11月に日本一高い市役所、そこは茅野市ということなんですが、非常に感銘を得る、それは話を聞きました。そういうわけで、これはまねをせないかなと思っております。そういう意味で、町長ぜひ健康講座に参加していただく方法を探して、何とか引き続いて奉仕活動、啓発活動、広報活動、よろしく願いいたします。メタボを撲滅しましょう。よろしく願いします。ちょっと時間をけりましたが、よろしく願いします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 12番新茶議員のご質問にお答えをいたします。

特定健診は生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームの予防、また改善を目的といたしました健康診断でありまして、平成20年4月からすべて医療保険に実施が義務づけられておるものでございます。

小豆島町国民健康保険でも町内の40歳から74歳の国民健康保険被保険者の方を対象といたしまして、健診のご案内を5月末に発送したところでございます。

なお、対象者のうち65歳以上の方には、特定健診と同時に介護予防のための生活機能評価を実施することになっております。特定健診のご案内は1,881人に、特定健診及び生活機能評価のご案内は1,659人に個別通知をしております。

受診の状況ですが、6月16日時点で報告のあった医療機関集計では40人となっております。従来の基本健診が地区の公民館などでの集団健診だけであったのに対しまして、今年度から実施する特定健診は集団健診に加え、小豆郡医師会のご協力によりまして島内の指定医療機関でも受診ができるなど、受診者の便宜を図っております。このことでより多くの方が自分の健康に関心を持っていただくことにより、受診率が高くなることを期待しておるわけでございます。

特定健診受診率の目標値は、特定健診実施計画の中で設定することとなっており、小豆島町では初年である平成20年度は45%としております。この計画は5年計画であり、最終年にある平成24年度の受診率目標値は国が示す到達目標値の65%としております。

特定健診を受けることにも増して大切なことは、特定健診の結果をもとに、より健康な

生活習慣を一人一人が身につけることであります。そのために、特定健診によってメタボ該当と判定された方は特定保健指導を実施いたします。ご指摘のように、肥満は万病のもとであります。特定保健指導を積極的にご利用していただき、住民一人一人が自分の適正体重を保ち、健康的な生活を送ることができるよう支援してまいり所存でございます。

また、内海病院の健康講座についてでございますが、内海病院における健康講座、教室につきましては平成17年度から開催しており、毎週火曜日の午後2時30分から病院の大会議室において1時間程度で行っています。医師、看護師、薬剤師、理学療法士、管理栄養士が毎回交代で講師を務め、生活習慣病を中心としたわかりやすいテーマを設定し、予防から治療についてのお話、質問を受け付けております。参加者数は少ない日で6人、多い日で20人と日によってまちまちであります。講師が医師の日に受講者が多い傾向にあります。これは、病院が実施している健康教室の特徴であると考えております。病気やけがで診察を受ける以外で、ふだん医師と相談する機会が少なく、生活習慣病の予防から治療などについて、気楽に質問ができる場になっていると思っております。

新茶議員のご質問にありましたように、大勢の住民の方々に参加してもらえるように、町広報「しょうどしま」のくらしのカレンダーに当月の内海病院健康教室の予定を掲載してご案内を行っております。

また、教室開催日には病院内の放送で来院中の方々に参加を呼びかけていますが、参加者数の実績を見ますと、会場の広さにはかなりの余裕があります。病院の経営状況面から申しますと、新たな経費をかけての広報活動は困難ですが、現在内海病院のホームページを立ち上げる準備をしております。これをなるべく早い時期に立ち上げ、その中で健康教室の広報を積極的に行いたいと考えておりますので、ご理解、ご支援をお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 12番新茶議員。

12番（新茶善昭君） 公開講座っていうんですか、健康講座はきのう火曜日であったので、私行ってきました。きょう、傍聴された奥さんが6人はおられたです。片城の方がほとんどなんです、男が4人おりました。その男の人が言うには、何とかふやすことできんかなあ、非常にためになる話でありますというのは、人間というのは栄養と運動とで生きておるんですが、その上に薬という名前があって、その下が土台として何かというと、それはやる気が非常に大事であると。土台にやる気を持って、病気に対する理解を深めようという内容でありました。4月の第1回は院長の久保先生、2回目の高血圧の講座にはドクターの高原先生、きのうは高脂血症というて、私にまともに関係する講座ばっか

りでした。7月は糖尿病が計画されております。8月には心臓病というようなことで、そういう内容としては非常にいい内容なので、皆さんの話を何とか行けないかなと思うのはここで出てくるのは武田さんの登場です。武田さんの登場は、お願いします内海病院の茅野市の出来事について、少しばかり話をいただけたらと思います。武田智美さんどうぞ。

議長（中村勝利君） 武田主幹。

保険事業課主幹（武田智美君） 新茶議員さんのご指摘のありましたように、皆さんがそれぞれ自分の健康は自分で守るんだという信念のもとにいろんな講座を受けられたり、それからいろんな健康づくり、自分自身に合った健康づくりを一人一人がしていただければ、本当にこれ以上のことはないと思うんですけれども、今までの健診とかいろんな事業をしてまいりましたけれども、なかなか自分の健康は自分で守るのが基本だとはこちらは申し上げますけれども、皆さんそれはわかっていらっしゃるんです。でも、わかっていることとできることはまた違いまして、こちらがいろんなお話をさせていただきましたも、わかってます言うんですけれども、じゃあわかってるけれども、それはできてますかとなると、なかなかできていない現状です。

茅野市のほうへ議員さんと私も一緒させていただきましたけれども、茅野市のほうではそういうふうな健康づくりに先進的に取り組んでいらっしゃるということでの視察だったんですが、健康づくり事業に一人一人が自分の健康は自分で守るということは基本なんです、なかなか1人ではできませんので、それを家庭で地域で町ぐるみで市そのもので取り組んでいるところに先進的な活動の事例があったと思います。

我が町におきましても、いろんな組織はありますし、婦人会であったり、それから先ほども傍聴に来られておりましたような老人会でありましたり、それから食生活については食生活を改善しようという団体もごございますし、子供の健康につきましては愛育会とかいろんな組織もありますから、そういう組織でいろいろ健康づくりには取り組んでいるんですが、なかなか実を結んで目に見えるような効果が上がらないのがまた現状かと思えます。

ご指摘のありましたように、一人一人が健康づくりを進めてまいります上で、私たちは専門的な立場に立ってまた支援してまいりたいと思いますので、またいろんなご意見等ちょうだいして、こちらも考えさせていただきよい勉強の機会にさせていただきたいと思えます。

（12番新茶善昭君「どうもありがとうございました」と呼ぶ）

議長（中村勝利君） 次、7番安井議員。

7番（安井信之君） 私は2つのことについて町長のお考えを聞きたいと思います。

今まで従来の行政は横のつながりより縦のつながりを重視されており、住民に一番身近な町行政において、さまざまな問題が指摘されてきました。

今回の内海病院の不適切使用の問題において、病院に通達されただけで保険事業課には届いておらず、各課の情報の共有化が図られていないことが露呈することとなったと考えます。

各課にわたる住民サービスがあり、それらの審議会においてもその審議内容が関係各課にどのように伝わっているのか疑問であります。横のつながりを図ることが住民サービスの向上につながると考えます。

そこで、今まで行ってきた各課の連携方法の見直しが必要であると考えますが、町長のお考えを伺います。

2つ目、ホテル等自然観光資源の活用について。ここ数年間にわたり、中山地区の有志のボランティア活動で、ホテル等自然体験型の観光資源開発が図られています。しかしながら、町行政との連携が必ずしも図られているとは言えず、自然の贈り物が生かされていないと考えます。土庄町の各宿泊施設が観光資源として集客し、かなり活用しているのが現状であります。

また、今小豆島として移住促進事業が行われていますが、その売りの物件としても活用できるのではないかと考えます。

そこで、住民と行政が融合した形で、町の魅力づくりを推進していくことが必要であると考えますが、町長のお考えを伺います。以上です。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 7番安井議員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目の各課の連携の強化策に関する質問でございますが、6月16日の四国新聞で報道されましたように、今回の穿刺器具の不適切使用につきましては、厚生労働省医薬食品局が、通知はあくまで注意を喚起し、都道府県の判断によって守ってほしいと、こういう姿勢でありまして、通知を受けた県は県医師会に医療機関への周知を依頼し、医師会は会員に配布する県医師会週報の片隅に内容を掲載するだけでありました。感染の可能性が極めて低いという思いが徹底を欠いた一因であろうと、こう考えております。

したがって、内海病院、小豆島町ともに正式な通知を受け取ってはおりませんでした。相談窓口には穿刺器具を採血器具と勘違いした質問が多く、説明すれば納得いただいております。

りまして、苦情はわずかという状況であります。

正直者がばかを見るというのではなくて、さきに行いました懲戒処分の公表につきましても、これを行うことによりまして、町行政の姿勢に対する理解が深まることを願うのみでございます。

ご質問の各課連携強化であります。合併以来全庁的な問題については総務課長、企画財政課長を含む幹部会で担当課からの報告を受け指示を出しており、全課長以上で構成する政策会議では、他の課に関係する事項の周知なり相談を行い、共通認識に努めておるところでございます。ただ、幹部の判断を仰ぐ、相談をかけるというのは担当課なり担当職員の裁量という面が否めませんので、常に上席にある者が事務を把握し、町として決裁を担当課のみで処理することのないように、これまで以上に合議決裁をふやすなどの対策を進めていきたいと考えております。

知識より意識が大切であること、知っていることをしているかということについては、繰り返し職員に伝えております。とはいえ、今回組織内の末端まで伝えることの困難さが露呈したわけですから、これを教訓といたしまして、職員研修により情報伝達の技術を磨き、さらなる情報の共有、意思の疎通に努めてまいりたいと思っております。

次に、自然観光資源の活用についてであります。ご質問の趣旨は住民と行政が協働することによって、中山地区のホテルを初めとした自然の恵みを町の魅力づくりの新たな素材として活用できないかのご指摘であろうと存じます。

ホテルの淡い光は一種の求愛行動とも言われ、人々を引きつけ、全国的にもその魅力を誘客につなげようという宿泊施設や、またホテルによるまちおこしの取り組みを進めている自治体も少なくありません。

一方、その土地に住む者にとっては、当たり前前の光景が都会の人にとっては魅力的なものであり、時には人々の心を強く揺さぶる思い出素材とも成り得るものと考えるところでございます。

このようなことから、町といたしましては今後移住促進や観光関連の各種パンフレットを作成する際には、町の豊かな自然環境をアピールする素材として活用してまいりたいと考えております。

また、小豆島町の観光情報を発信するホームページ、オリーブステーションにおきましても、ホテルを初めとした四季折々に見られる地域の自然景観や動植物についての情報を随時掲載してまいりたいと考えておりますので、最新情報などがございましたらご提供いただけますようお願い申し上げます。

なお、本年から中山地区のボランティア団体によって始められたホテルの生息調査につきましては、町の広報紙に掲載し、広く住民に協力を呼びかけるなど、ボランティア活動に対しまして側面から支援をいたしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中村勝利君） 7番安井議員。

7番（安井信之君） 1点目の各課の連携についてですが、先ほど言われとる町長のとおりでええと思うんですが、末端の職員までみんなが知るようなことになると、それぞれの考え方いうんが変わってくると思います。それが、幹部だけでというふうなことになると、なかなか全体の把握につながらないというふうなことがありますんで、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

ホテル等の自然の観光資源の活用についてということのほうですが、ホテルというのは暗くなって見えるものです。ということは、観光客なりにしては、こちらのほうへ泊まって宿泊して見てもらうというふうなことにつながりますんで、小豆島の観光客の入り込みの増加等にも寄与すると思いますんで、今のところホームページなりを見ると、なかなかそういうふうな情報がないということで、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

また、塩江等の方もホテルを見に来とる中で、塩江でも部屋の中でのホテルの観賞ということで、自然にホテルが乱舞するような状況というのはなかなか体験できないというふうなことで、今回のホテルの時期でも4,000から5,000人の地元の人を含めた形でのお客さんが来ておりますんで、大々的にテレビなどでも取り上げてもらったりというふうなことの広報活動をよろしくお願ひしたいと思います。その辺どういうふうな形でやられるのか、意気込みなりをちょっと町長のほうでお伺ひしたいと思います。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 2点目のホテルの自然活用でございますが、確かにご指摘のように、言われますように、まだ十分それを皆さんにアピールして利用し、また生かし切っていないという面は否めんと思います。そういう点で、これから特に小豆島なんかは、この瀬戸内海の島、観光地として、また自然、緑、そういうふうな中でホテルなんかは小豆島には最もふさわしい、似合う観光資源だと、こう思っておりますので、小豆島の中の観光の一つのポイントとして視点を置いて、観光の中に織り込んで、いろんな観光がありますが、その中の一つのポイントとして仕組んでいきたいと、こういうふうに思っております。中山だけでなく、福田、吉田でも最近やりかけたのでございまして、小豆島はどこ行ってもホテルがおるといふふうになれば、なおいいんですが、しかし大きな魅力だと思っておりますので、これからそれを生かしていきたいと、かように思いますんで、またいろいろ

ご指導、ご指摘をしていただきたいと、こう思います。

議長（中村勝利君） 次、15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 私は、住民の暮らし、教育を守る立場で、次の3点について質問をさせていただきます。

初めに学童保育の設置、拡充についてです。

3月議会での内海地区での学童保育の設置を求めた私の質問に対して、教育長は実情に即した放課後児童対策を10月をめどに検討すると答弁をされました。その後、先日教育委員会が池田の学童保育と土庄の放課後子ども教室への視察を行い、そしてどちらを実施するか検討していく予定であるというふうに聞いております。もしどちらかを選ぶという方針であるなら、それは全く見当違いであり、間違っているということを申し上げたいと思います。厚生労働省が所管している子供の生活の場である学童保育と、文部科学省が推進している放課後子ども教室は役割、目的、そして日数や時間、施設整備、職員配置、職員の子供への対応などの事業内容が大きく異なり、明確に区別すべき事業であるからです。

学童保育は、働く親を持つ子供たちが家庭のかわりに毎日生活する施設です。子供たちは年間約1,650時間も学童保育で過ごしています。学童保育には、基本条件として次の4点が不可欠です。1、働く親を持つ子供たちの放課後、土曜、夏休みなどは朝からの1日には生活の場が必要です。2、家庭にかわる生活の場として、毎日継続して学童保育を利用しなければならない子供たちがいること。3、子供たちが毎日過ごす専用施設・設備が確保されていること。4、子供たちに継続的、安定的に毎日の生活を保障する選任指導員が配置されていることです。

それに対し、放課後子ども教室は遊びたい、活動したいと希望する子供たちを集めて実施する行事的な事業です。文部科学省も、基本的に子供が自由に出入りできる居場所づくり事業であり、放課後児童健全育成事業のように、児童の人数に応じた補助基準は設定しない。地域の方々と子供たちとの活動を通じて、交流を深める地域ボランティア事業であり、生活の場を提供することを目的とした事業ではないと説明をしています。厚生労働省も全児童対策は、学童保育事業に代替できるとは思わないと答弁しています。児童館などのすべての子供たちのための遊び場提供では、働く親を持つ小学生に毎日の継続した生活の保障はできないということから、国は1997年に児童福祉法を改正して、学童保育を独自の制度として法制化をしました。この法制化の趣旨を踏まえて、国と地方自治体は働く親を持つ子供たちには学童保育を整備し、拡充していくという方針を明確にすることが求

められています。本町でも、その立場に立って方針を決め、取り組みを進めていただきたいと思います。今、働く保護者が必要としているのは、仕事と子育ての両立支援の重要な施設制度の学童保育であり、その保護者の願いにこたえて内海地区での学童保育実施を求めます。

また、池田地区の学童保育も今定員以上の子供が来ていることから、施設、指導員の拡充が早急に必要になっています。必要な子供が全員安心して生活できる場になるよう、拡充を求めます。

次に、後期高齢者医療制度についてです。

4月に実施が強行された後期高齢者医療制度の75歳になったら国保や建保、扶養家族から追い出して差別的な医療制度に囲い込むやり方に、全国どこでもますます国民の怒りが沸騰しています。国民の声にこたえて、日本共産党などの野党4党が提出した後期高齢者医療制度を廃止する法案が参院本会議で可決されました。制度の根本問題が次々と明らかになっているにもかかわらず、自民、公明は制度の骨格は間違っていないとして、廃止法案に反対しました。制度の骨格は間違っていないと言いながら、政府・与党は見直しを繰り返しています。制度の実施前に早くも扶養家族の高齢者からの保険料取り立てを半年凍結するなど、見直しに追い込まれました。さらに与党は、新たに低所得者層の保険料の軽減を実施するとしています。短い間に政府・与党が見直しを繰り返さなければならないこと自体が、この制度の矛盾の深さを示しています。与党の小手先の見直しでは、お年寄りの苦しみは決してなくなりません。一時的に一部の保険料が下がったとしても、後期高齢者医療制度は2年ごとに保険料を自動的に値上げする仕組みです。厚生労働省の資料から試算すると、団塊の世代が加入するころには保険料は今の2倍以上にはね上がります。この制度が平成のうば捨て山と呼ばれるのは、お年寄りを健保や国保、扶養家族から引き離し、寂しい山にぼつんと取り残すように別枠の医療制度に押し込めるからです。この後期高齢者医療制度の根幹に対する怒りが、政治的立場の違いを越えて広がっています。テレビ番組で野中広務元官房長官は、銭勘定だけで人間としての尊厳を認めていないと述べました。中曽根康弘元首相は、至急これはもとに戻して、新しくもう一度考え直す、そういう姿勢をはっきり早くとる必要がありますと明言しています。長野県のおばすて山を舞台にしたうば捨て伝説は、お年寄りを嫌っていた殿様がお年寄りの深い知恵を目の当たりにして改心し、60歳になった年寄りには山に捨てることというおふれ書きを廃止するというお話です。後期高齢者医療制度は廃止し、この伝説のように政治に敬老の精神を取り戻すべきではないでしょうか。高齢者を強制的に囲い込んで負担増と医療制限を迫る後期高齢者

医療制度は根本から非人間的であり、廃止を求めるべきだと考えますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

また、厚労省と与党は制度の仕組みとしてはこれまでの保険料よりも安くなる、特に所得の低い人は安くなるとアピールしてきました。ところが、これが全くのうそであったことが当の厚労省が発表した調査結果で明らかになりました。特に、負担増になる世帯構成を除外した上、丸ごと負担増の健保の扶養家族200万人を対象から外した不当な推計調査です。それでも、負担増になった人は所得が低いほど多く、所得が高いほど少ないという政府・与党の説明とは全く逆の結果が出ています。こうした中、都道府県や市町村が独自に財源を投入して保険料の高騰を抑える動きが全国で起こり始めています。例えば、東京都広域連合では、都と区市町村の財政負担で低所得者の保険料に助成し、千葉県浦安市では加入者に保険料軽減目的で助成するなどです。香川県の保険料は、全国平均を大きく上回りトップクラスの高さです。保険料の負担増になる住民に対して、軽減や助成を行う独自措置をとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、学校の耐震化についてです。

先ほど新名議員が質問され、答弁も伺いました。先日の新聞報道では、日本建築防災協会の岡田恒男理事長が、学校には災害弱者の子供が大勢いる。災害時の拠点としても重要だ。予算が限られているときでも、学校は最優先であるべきだと話していました。まさに、私もそのとおりだと思います。先ほど答弁がありましたので、このことだけ申し上げます。

それで、もう一つの質問ですけれども、学校統廃合前提ではなく、校舎の耐震化を早急に行ってほしいということをお求めまして、学校統廃合についてですけれども、子供の教育と地域社会の存続の双方にかかわるものだけに、子供を含む住民で統廃合の是非についてよく話し合い、合意を尊重することが不可欠だと思います。

国は、1956年に小・中・高等学校の適正規模を12から18学級とし、それが学校統廃合の基準になっています。しかし、子供の教育という点では、子供同士あるいは教師との人間的なつながりの深さ、少人数だからこそできる温かみのある教育活動など、小規模な学校のよさは広く認められています。国際的にも、世界保健機構が教育機関は小さくなくてはならない、生徒100名を上回らない規模が望ましいと指摘するなど、小さいサイズの学校が施行されています。学校が遠くなれば、通学負担や安全面の問題も出てきます。学校は運動会やお祭り、文化祭などを含めて、地域の拠点としての役割も担っています。子供が少なくなったからといって、安易に統廃合を進めれば、集落や地域のコミュニティーの崩

壊、地域社会の荒廃という取り返しのつかない事態を招きかねません。日本共産党は、以前からこの一方的な統廃合に反対し、当時の文部省に学校規模を重視する余り、無理な統廃合を行うことは避ける。小規模校として残し、充実させるほうが望ましい場合もある。住民の理解と努力を得て進めるなどの通達を出させてきました。町で決定してから住民に知らせるといった一方的な学校統廃合は行わず、十分な話し合いと住民合意の尊重を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。以上、町長、教育長の簡潔な答弁を求めて質問を終わります。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 15番鍋谷議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の学童保育について及び3点目の学校の耐震化につきまして、教育長から答弁を願います。

2点目の後期高齢者医療制度についてでございますが、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）は健康保険法の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）によりまして、国の医療制度改革の一環として創設され、給付と負担の関係を明確にして、同時に社会全体で支え合うことなどの観点から、国保や被保険者からの支援金や国庫負担金などの公費と高齢者に応分の負担をしていただく保険料などを財源とした独立した制度でありまして、平成20年4月から実施されているところでございます。

この長寿医療制度は、将来にわたって国民皆保険を持続するために、広域連合によって県下統一された制度として運営されておりますので、小豆島町独自で国に対して廃止を求めるといったような考えはありません。

次に、保険料の軽減措置についてでございますが、厚生労働省の調査によりますと、東京都を初め4都道府県が補助金を投入して補助を実施しておりますが、長寿医療制度は県下統一された制度でございますので、小豆島町独自で補助や助成を実施することは考えておりません。

保険料の軽減措置といたしましては、所得の少ない方は所得の額に応じて保険料のうち均等割を7割、5割、2割軽減する制度がございます。また、与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームによりまして、所得の低い方への配慮として7割軽減世帯のうち、長寿医療制度の被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯については9割軽減とすることや、所得割を負担する方のうち所得の低い方について、所得割額を50%程度軽減することなど、改善策として現在取りまとめられているところでございますので、ご了承を賜りたいと存じます。以上です。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 簡潔にというご指示でございますけれども、鍋谷議員のご質問にお答えさせていただきます。

一部鍋谷議員のお話の中にあることも含まれてくるかと思えますけれども。

（15番鍋谷真由美君「座っていただいて」と呼ぶ）

はい。

現在、池田小学校区で開設しております児童放課後クラブというのは、共働き家庭など留守家族の小学校1年生から3年生までの児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、健全な育成を図ることを目的に、厚労省が平成16年に創設いたしました事業により設置したものでございまして、本年度は1年生から3年生までで約3割の児童が利用しております。先ほど子供があふれているというような話もありましたけれども、私ほうのつかんでおるところによりますと、一応希望制になっておりまして、希望者が定員よりも少し多かったようですけれども、全員入所させるというような方法で進んでおります。

しかし、この事業でございますけれども、約5年経過しております。その間に地域の状況もいろいろ変わってきておりまして、少し問題も上がってきているのではないかと考えております。例えば、夏休みの長期の休みの間には丸1日施設内で生活するため、児童のストレスがたまっておるとか、また放課後子どもクラブに入所している児童とそうでない生徒の交流ができない状態であるとか、そういう問題も発生しておりますので、決して今のものがベストであると、最高であるという形ではないのかなと思ったりもしております。

そんな中で、文科省からも放課後子ども教室推進事業っていう形で出てきておりまして、放課後子ども教室推進事業につきましては、鍋谷議員のほうからる説明がございましたので、大体のお様子はわかりかと思っております。先ほど鍋谷議員さんも把握されておりますように、私ほうの委員会でもどのような方法がいいのかということで、いろいろ研修、研究、また施設見学等もさせていただきまして、検討をさせていただいているところでございます。厚労省の学童保育だけでなく、もっといい方法、例えば地域の教育力の向上というようなこと、また地域の教育力の補助というようなこと、そういうことも視野に置いて児童の放課後対策を調査検討中でございますので、いましばらくご理解をいただき、お待ちいただけたらと思っております。前回ご答弁申し上げますように、10月までには何とかしたいということで、今一生懸命勉強しているところでございます。

耐震化の件につきましては、新名議員さんにお答えいたしましたので、ご理解をお願いいたしまして、学校統合の件でございますけれども、今までの経緯を考えていただきましてもおわかりのように、一方的でなく地域住民の皆様のご意見等もお伺いしながら、またその検討委員会の中には保護者の方も含んでおるといような形で、いろんなジャンルの方の参加をいただいておりますので、一方的な話にはならないだろうといようなことで考えております。以上でございます。

議長（中村勝利君） 15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 学童保育の問題ですけれども、私の言ったことをちゃんと理解をしていただいているのかなという疑問があるんですが、学童保育と放課後子ども教室の2つの事業の連携っていうのは必要ですけれども、一体化はできないわけなんです、それぞれの目的があるということで。今言われた問題点、学童保育に入所していない生徒との交流ができないとか、今の学童保育がベストでないというふうなことを答弁されたんですけども、各地ではこれまでも放課後子ども教室とか地域子ども教室などが開催されているときに、学童保育の子供たちが参加すると、そういう連携は各地で行われております。学童保育の子供たちは、生活の場である学童保育から遊び、活動の場である放課後子ども教室に参加をして、終われば子供たちは学童保育に戻ると。学童保育という生活の拠点があって、初めて放課後子ども教室事業などを利用し、地域やクラスの子供たちとも安心して遊べるということで、これはもうどちらかを選ぶということではなくって、両方していただいたら一番いいんですけれども、そういうことも考えられると思うんですけれども、ですから今の状態がベストでないなら、どうすればベストになれるかということで、ぜひ考えていただきたいし、学童保育が基本であって、その実施のための検討を進めていただきたいということがこの質問の趣旨でございます。その辺はどうなんでしょうか。例えば、今民間で学童保育を実施している施設もあります。そこに委託をして補助をするということもひとつ考えられると思いますし、そういうことも含めた、どうやって学童保育を実施するかという立場でお考えをいただきたいと、結論を出していただきたいと。どちらがいいとか、そういう問題ではないということをちょっと申し上げたいんですが、その点いかがでしょうか。

それと、1つわかれば、今の池田の学童保育の施設の耐震性についてはどうなっているのかということをお教えいただきたいと思います。

それから、後期高齢者医療制度についてです。町長、簡潔な答弁はよくわかったんですけども、独自の減免は無理だということであれば、広域連合に対して保険料の減免、

法定減免ではなくて、各地で行われているような減免をすることを働きかけるお考えはないのかということと、それから坂下町長さんも後期高齢者でいらっしゃると思うんですけども、皆さん切り離されて差別をされるというこの制度について、町長自身はどうお考えかということをお尋ねをしたいと思います。以上です。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 学童保育がまずありきというような形でお話があったかとらえておりますけれども、それでいいんですね。

（15番鍋谷真由美君「そうです」と呼ぶ）

私ほうの検討につきましても、まず第一に池田でやってるんだから、池田の方向でどうだろうかということから話は始まっております。細かい内容につきましては、また課長のほうから答弁させます。

それから、耐震化の話ですけども、これは全然検査もしておりませんし、学校施設外というような感じで、全然検討もしてませんでしたので、また考えてみなんだらいかん問題としてお伺いしておきたいということで、ご勘弁願ったら思うんですけども。

議長（中村勝利君） 社会教育課長。

社会教育課長（森 弘章君） 文部省、それから厚労省、こちらのそれぞれの教室、クラブ等の比較でございますが、昨年度までの全国の実施状況、これは放課後児童クラブが80%強で、放課後子ども教室が20%強、これは文部省の出だしがおくれた関係上、こういった数字になったのであろうというふうな解説が新聞に出ておりました。

両方をその地域で同時に行えば、一番ベストな子供の保護、それから教育、育児等が完璧になされるわけでございますが、そうも財政等それぞれ、それから各施設、例えば施設については置何置以上とか学校の近くであるとかいろいろ制約がございます。そういった関係で、各市町もどちらかの選択を迫られておりますが、先般香川県の生涯学習課で勉強に参りまして、担当者と勉強に参りましたが、随分と放課後教室の規制が緩和されております。例えば平日の時間、例えば6時、3時間であるのを4時間にしても構いませんよとか、それから夏休みの長期の休業日においても教室を開設しても結構です。それも補助対象になりますとかいうふうな、そういった説明等もございますので、今再度教育委員会のほうで検討させていただいたらと思っております。以上でございます。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 後期高齢者医療制度の質問でございますが、広域連合でこれから香川県は県で相談をしていくというようなことになってきます。それで、今いろいろ後期

高齢の制度について、与党、自民党、公明党につきましても中で検討しておりまして、そして少しずつ変わっておるというのが現状でございます。そういう中で、先ほど申しましたように、東京都やとか4都道府県が補助金を出しとるといようなこともございまして、我々県の方でもこれからそういうことも後期高齢者のこの問題につきまして、どういような対応をしていくかというのはこれからの問題でございます。それで、我々も検討していきたいと、こう思っております。

広域連合の考え方はどうかと、こういうようなことではございますが、これから年いった方がどんどんふえていくと。そして、若い者が少なくなってくると。そこで、若い者の負担が大きくなっていくということは、もう当然のことではございます。そこで、後期高齢者の該当する者は1割、そして働くそれ以外の方が4割、そして国が5割といようなことの基本的考え方、これは大体私は正しいと思っております。しかし、その中で本当に生活困窮しとる方に対してどうするかといようなことももっと検討する必要があるんやないかと思っております。小泉内閣のときにできて、そのまま厚生省もほっておったといようなところもありまして、国会内でもがたがたしたところではございます。確かに、そういう点で緻密な、これは妥当性の計算をきちんとしてみんなに、国民に説明できるかというたら、そういう点は確かに国会でいろいろ問題になったように、まだ不透明なところもあると私は思っております。したがって、県でこれから我々8町ありますが、町長会でそういう問題は当然出てくるし、私も問題提起をいたしたいと思っております。

議長（中村勝利君） 15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 学童保育についてですけど、先ほど述べましたように、4つの基本条件が必要だということで、県の生涯学習課は放課後子ども教室を進める立場ですから、そちらは進めますけれども、そうではなくて、もう学童保育をするという立場で小豆島町としては検討をぜひお願いしたいと。条件が全然、中身が違うといことをもう一度言っときます。

それと、後期高齢者ですけれども、市町村の国保財政が危機に陥ったのは歴代政府が国庫負担を減らし続け、規制緩和で非正規雇用を蔓延させて労働者を健保から閉め出して国保に追いやったことに原因があるといことで、国庫負担の水準を回復して雇用に対する企業の責任を果たさせることが国保の財政危機を解決することだと私は考えておりまして、そのことが政治の責任だと思えます。

それと、池田の学童保育の耐震については、校舎に準じた形でちょっと診断が必要なんではないかなと思えます。子供が生活する場ですので、検討していただきたいと思いま

す。以上です。

議長（中村勝利君） 答弁要ります。もうよろしい。

暫時休憩します。再開は2時10分。

休憩 午後1時59分

再開 午後2時09分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（中村勝利君） 13番藤井議員。

13番（藤井源詞君） 私は、理想の小豆島町役場の職員とは、お尋ねいたします。

町を守り、町を繁栄させていくための役割を持つ人たちの仕事は、小豆島町に住む私たちにとってはなくてはならない大切な人たちです。

先日、NHKの番組で後藤新平という人の存在を知りました。内務大臣や外務大臣など大臣職を歴任し、さらにボーイスカウト日本連盟初代総長でもあったそうです。私は、彼の最後に残した言葉に感銘を受けました。「よく聞け、金を残して死ぬ者は下だ。仕事を残して死ぬ者は中だ。人を残して死ぬ者は上だ。よく覚えておけ」です。

今の小豆島町にとって、人材の育成が大切だと考えます。最近の四国新聞には、小豆島町として恥ずかしい記事が取り上げられました。当たり前のことのできる人材、課題を自分のこととして対応できる人材を大切に育てないと大変なことになるのではないかと考えました。

ことしから小豆島町の長期振興計画が進められておりますが、それを未来に向かって推し進めていくための人材づくりについて、町長のお考えをお聞かせください。私は、小豆島町の未来を中心となって考え、実行していける人材を育てるリーダーは町長でなかろうかと思っております。お尋ねいたします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 13番藤井議員のご質問にお答えをいたします。

人材育成の大切さは藤井議員のご指摘のとおりであります。本町におきまして、職員全員に小豆島町職員信条、小豆島町職員心得、窓口対応の心得、電話対応の心得を配布いたしまして、常に目につくところに置いておくよう指示するとともに、自治大学校、市町村アカデミーや市町総合事務組合の年代別研修、専門研修に指名して参加させるほか、自己啓発短期研修制度を設けて希望者を参加させるなど、職員の資質向上に取り組んでいるところでございます。

安井議員への答弁でも申し上げましたが、知識が蓄積されることと研修成果が必ずしも一致しない結果が不祥事という形で出てくる場合があります。性善説をとっているわけがありませんが、性悪説でがんじがらめに縛ることも職員を生かし切ることができませんので、人間は弱いという性弱説で互いが気を引き締めるという考え方をとっておるのでございます。

藤井議員ご指摘のとおり、新しい小豆島町の進むべき方向が定められ、町民一丸となって取り組むために、パートナーの一翼を担う職員の育成は町の将来にかかわる重大事です。私への励ましと受けとめさせていただきまして、全職員に喚起をしてまいりたいと思います。ありがとうございました。

議長（中村勝利君） 次、1番秋長議員。

1番（秋長正幸君） 私は、内海ダム再開発について。公聴会に対する考え方と公聴会以降の予定について、どのようなことで推移していくのかお伺いを申し上げたいと思います。

内海ダム再開発事業、県の調査開始から早くも25年、そして地元説明から12年が過ぎようとしています。近年の世界的な異常気象の影響で、異常干ばつや異常降雨により世界各地で災害の報道がなされております。大半の住民の皆様は、あすは我が身かと不安を抱いているのも当然だと思っております。なお、地域住民の生命、財産の保全へは抜本的な施策として内海ダム再開発の一日も早い完成を待ち望んでおられると思えます。

しかしながら、一部地権者の反対で用地買収が難航していることから、昨年8月には土地収用法に伴う事業説明会を開催して、その後土地収用法の適用事業に認定するよう国に申請したのを受け、今月27日及び29日には公聴会が開催されることは、皆様新聞報道などでご承知のとおりだと思います。

公聴会の場所の件、29日はなぜ土庄の中央公民館なのか、並びに公述者の組数の件、賛成者5組、反対者14組です。私は譲り合う気持ちは大変大切だと思っておりますが、ここまで譲っていいのか、まことに不公平ではないかと思っております。甚だいかんであると思っております。このようなことが今後まかり通るなら、まことに民主主義を否定するものではないでしょうか。また、事業認定も反対者の意見を反映するようであれば、我々は断じて許すことができない。抗議行動をしなければならないと思っております。

次に、この公聴会を受け、今後事業の予定をお聞かせ願うとともに、町としてこの事業の取り組みの基本的な考え方もあわせてご説明をお願いいたします。以上でございます。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 1番秋長議員のご質問にお答えを申し上げます。

最初の公聴会に対する考え方ですが、内海ダム再開発事業につきましては、治水、利水上極めて重要な事業で、多くの町民から早期の完成の要望をいただいていることから、事業の進捗に支障が出ないように香川県と小豆島町連名であらかじめ事業認定を申請したものでございます。

公聴会は、土地収用法23条第1項の規定に基づきまして、事業認定に関する処分を行う機関である四国中央整備局局長が法に定める手続に基づき、一般の意見を求めるものでございます。

起業者である県と小豆島町は、公述人の一員として公聴会に参加することになりますので、同四国地方整備局の方針に沿って適切に対応してまいりたいと考えております。

用地交渉の基本は任意交渉であり、県は平成16年4月に交渉を開始し、現在まで買収面積で全体約15.3ヘクタールのうち、14.7ヘクタール、97%、地権者総数105人中99人、94%の契約をいただいております。

今後、手続を進めていく中で、収用手続による対応も視野に入れることとなりますが、これまでどおり誠意を持って残る権利者の方々にご理解とご協力をいただけるよう、香川県ともども努力していく考えであります。

なお、今回の公聴会の公述では賛成5組、反対14組と伺っておりますが、公述者選定については不公平感は私も感じております。しかしながら、公述人選定につきましては、四国整備局が決定することとなっておりますので理解をしなければ仕方がないと、こう思っております。

次に、今後の予定ですが、公聴会は四国整備局が双方の意見を聞き、事業の広域性を判断するために開かれるものであります。一般的な土地収用法の流れは、公聴会で出た双方の意見を踏まえ、第三者機関である社会資本整備審議会の意見を聴取し、その答申を受けて国土交通省が事業認定の可否を決めることとなります。認定されれば、起業者からの申請を受けた香川県収用委員会が補償費や土地価格などが妥当かを検討の上、裁決することとなります。

なお、事業認定の手続開始は強制収用ありきではなくて、収用も視野に入れながら任意の交渉を行い、誠意を持って残る権利者の方々のご理解とご協力をいただけるよう努力していく考えでありますので、今後も町議会議員各位の皆さんにご支援のほどを、またご協力のほどをお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これで一般質問を終わります。

~~~~~

日程第5 報告第3号 専決処分の報告について（町の債権の支払請求に係る訴えの提起について）

日程第6 報告第4号 専決処分の報告について（町の債権の支払請求に係る訴えの提起について）

日程第7 報告第5号 専決処分の報告について（町の債権の支払請求に係る訴えの提起について）

議長（中村勝利君） 次、日程第5、報告第3号、日程第6、報告第4号、日程第7、報告第5号専決処分の報告については関連する案件でありますので、あわせて報告を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 報告第3号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

町の債権の支払請求に係る訴えの提起を地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分を行い、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告内容につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、報告第4号、第5号も同様の内容ですので、担当課長から説明をさせます。

議長（中村勝利君） あわせて内容説明を求めます。収納対策室長。

収納対策室長（森下安博君） 専決処分の内容についてご説明させていただきます。

このことにつきましては、使用料、手数料を初めとした町の債権徴収に当たり、各担当課において再三督促などを行ったにもかかわらず納付しない滞納者について、収納対策室へ収納事務が移管されたもののうち、これまでに収納対策室から2度にわたって催告及び特別催告を郵送で行ったものの、なお納付をせず、また納付相談にも応じないといった納付意識が極めて低いと判断した3名に対して、土庄簡易裁判所書記官あてに町の債権に係る支払いを求めた支払い督促申し立てを行ったものであります。

報告第3号の■■■■氏につきましては、住宅使用料及び簡易水道使用料を多年度間にわたって滞納しており、平成20年2月21日に支払い督促申し立てを行ったところ、同年3月30日に分割支払いに応じる旨の異議申し立てが裁判所へ提出されました。

報告第4号の■■■■氏につきましては、内海病院診療費を滞納しており、平成20年4月10日に支払い督促申し立てを行ったところ、同年4月16日に分割支払いに応じる旨の異議申し立てが裁判所へ提出されました。

報告第5号 [REDACTED] 氏につきましては、住宅使用料及び上水道使用料を多年度間にわたって滞納しており、平成20年2月21日に支払い督促申し立てを行ったところ、同年4月25日に分割支払いに応じる旨の異議申し立てが裁判所へ提出されました。

これら3件とも相手方から異議申し立てが提出されたことによって、民事訴訟法第395条の規定により、支払い督促申し立て時に訴えの提起があったものとみなされたものであり、これによって議会の議決により指定された町長の専決処分事項に該当いたしますので、専決処分を行ったものでございます。以上でございます。

~~~~~

日程第8 報告第6号 平成19年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第9 報告第7号 平成19年度小豆島町一般会計事故繰越し繰越計算書について

議長（中村勝利君） 次、日程第8、報告第6号平成19年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書について、日程第9、報告第7号平成19年度小豆島町一般会計事故繰越し繰越計算書については相関する案件でありますので、あわせて報告を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 報告第6号平成19年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書についてをご説明を申し上げます。

平成19年度予算の繰越明許費繰越計算書についてでございますが、さきの3月議会で予算議決いただきました一般会計の繰越明許費に係る財源内訳等の計算書の報告でございます。

また、報告第7号につきましては、一般会計の事故繰越が発生いたしましたので、このことに関する報告となっております。

報告内容につきまして担当課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 報告第6号平成19年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書について内容説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） 報告第6号平成19年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。

議案書の7ページをお開き願います。

この件につきましては、3月定例会最終日においてご可決を賜りました平成19年度小豆島町一般会計補正予算の繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項に基づき

繰越計算書を調製し、ご報告を申し上げます。

款項、事業名、翌年度繰越額等につきましては、8ページをお開き願います。繰越計算書に掲げてあるとおりでございます。

まず、内海ダム再開発事業出資金につきましては、つけかえ道路建設工事で騒音、水の濁り対策で不測の日数を要したため県事業が繰り越しとなったため、町予算についても繰り越しを行っていたものでございます。

次の内海中学校改築事業につきましては、旧校舎等の解体工事が年度内に完了することは困難であることから、繰り越しを行っていたものでございます。以上で説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 報告第7号平成19年度小豆島町一般会計事故繰越し繰越計算書について内容説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） 報告第7号平成19年度小豆島町一般会計事故繰越し繰越計算書についてご説明を申し上げます。

9ページをお開き願います。

これにつきましては、昨年の3月定例会においてご可決を賜りました平成18年度小豆島町一般会計補正予算の繰越明許費について、地方自治法施行令第150条第3項の規定において準用する同令146条第2項に基づき事故繰越し繰越計算書を調製し、ご報告申し上げます。

款項、事業名、翌年度繰越額等につきましては、10ページの事故繰越し繰越計算書に掲げてあるとおりでございます。

内海ダム再開発事業出資金、これにつきましては事業用地の代替地取得に際し、代替地先の工場などの解体撤去に不測の日数を要したこと、また建築基準法の一部改正により代替地、代替住宅の建築確認申請において設計図書の変更が余儀なくされたことなどにより、建築確認済み書の交付がおくれたことなどから、県事業が事故繰越しを行ったため、町予算についても事故繰越しを行い、ご報告を申し上げます。以上で説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

~~~~~

日程第10 報告第8号 平成19年度小豆島町水道事業会計建設改良費繰越計算書  
について

日程第11 報告第9号 平成19年度小豆島町水道事業会計事故繰越し繰越計算書  
について

議長（中村勝利君） 次、日程第10、報告第8号平成19年度小豆島町水道事業会計建設改良費繰越計算書について、日程第11、報告第9号平成19年度小豆島町水道事業会計事故繰越し繰越計算書については相関する案件でありますので、あわせて報告を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 報告第8号水道事業会計繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。

平成19年度水道事業会計建設改良費繰越計算書についてでございますが、さきの3月議会で予算議決いただきました繰越明許費に係る財源内訳等の計算書の報告でございます。

また、報告第9号につきましては、水道事業会計の事故繰越が発生いたしましたので、このことに関する報告となっております。

報告内容につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 報告第8号平成19年度小豆島町水道事業会計建設改良費繰越計算書について内容説明を求めます。水道課長。

水道課長（曾根為義君） 報告第8号水道事業会計予算建設改良費繰越計算書についてご説明をいたします。

お手元の資料の11ページをお開き願いたいと思います。

平成19年度の小豆島町での水道会計で予定をいたしておりました建設改良に要する経費のうち、年度内に支払い義務が生じなかったもので、香川県が事業主体の事業が1件とかんかけ配水池移転事業に伴う築造工事の1件です。

1件目は、内海ダム再開発事業に関する利水負担金として、事業費の4.8%相当となります2,496万円を予算計上いたしておりましたが、事業主体であります香川県が事業の一部を繰り越したことから、平成19年度中に支払いが生じなかった1,327万2千円を地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越したものでございます。

繰り越しの財源につきましては、既収入特定財源が9万1千円、企業債が60万円、国、県の補助金が811万1千円、一般会計出資金が442万4千円、当年度損益勘定留保資金が4万6千円でございます。

2件目は、内海ダム再開発事業に伴うかんかけ配水池の移転事業にかかわるものです。移転先の用地取得において相続があり、相続者間の了解に長期の日数を要したこと、配水池築造工事の建築確認申請において建築基準法の改正により、当初予定していた日数よりも長くかかったことにより、年度内の完了が見込めなくなったため、翌年度に繰り越しを

するものです。

繰越額は5,051万3,500円の工事費で、その財源内訳につきましては公共補償の工事負担金が3,632万5千円、当年度損益勘定留保資金が1,418万8,500円です。なお、公営企業会計における予算繰り越し手続は、一般会計の明許繰り越しと異なり、あらかじめ予算に定める必要がないものとされております。事業者の権限により決定し、地方公共団体の長への報告により成立するものとされております。

また、報告を受けた地方公共団体の長は、次の議会においてその旨を報告しなければならないとされておりますので、本日お手元の資料のとおり、ご報告いたすものでございます。以上です。

議長（中村勝利君） 報告第9号平成19年度小豆島町水道事業会計事故繰越し繰越計算書について内容説明を求めます。水道課長。

水道課長（曾根為義君） 報告第9号水道事業会計予算事故繰越し繰越計算書についてご説明をいたします。

お手元の資料の13ページでございます。

平成19年度の小豆島町での水道会計で予定をいたしておりました平成18年度予算からの建設改良費の繰越明許費のうち、年度内に支払い義務が生じなかったもので、事業主体であります香川県が事業を事故繰越したものでございます。

内海ダム再開発事業に関する利水負担金として、事業費の4.8%相当となります2,486万4千円を平成18年度に計上し、うち1,294万8千円を平成19年度への建設改良費の繰り越しといたしておりました。事業主体であります香川県が事業の一部を事故繰越したことから、年度中に支払いが生じなかった235万2千円を地方公営企業法第26条2項のただし書きの規定に基づき、翌年度に事故繰越するものでございます。

繰り越しの財源につきましては、既収入特定財源が12万2千円、国、県の補助金が143万8千円、一般会計出資金が78万4千円、当年度損益勘定留保資金が8千円でございます。

香川県が内海ダム再開発事業の一部を事故繰越した理由につきましては、県の買収予定地内に住宅等事業用資産を所有しているものの、代替地取得と移転先住宅の取得において不測の日数を要したためであります。

移転先住宅の完成、動産等の移転、買収予定地の建物、工作物の解体撤去に年度内での完了が見込めないため、事故繰越をしたものであります。

なお、公営企業会計における予算の事故繰越手続は、一般会計の事故繰越と異なり、あ

らかじめ予算に定める必要がないものとされております。事業者権限により決定し、地方公共団体の長への報告により成立するものとされております。

また、報告を受けた地方公共団体の長は、次の議会においてその旨を報告しなければならないとされておりますので、本日お手元の資料のとおり、ご報告いたすものです。以上です。

議長（中村勝利君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第12 議案第33号 専決処分の承認について（小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

議長（中村勝利君） 次、日程第12、議案第33号専決処分の承認について（小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第33号専決処分の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、小豆島町国民健康保険税条例に関し、平成20年4月1日から開始された後期高齢者医療制度に関する改正が必要となり、地方自治法第179条第1項の規定により、同条例の一部を改正する条例を町長の専決処分としたものでございます。このことにつきまして、同条第3項の規定により、議員の皆様のご承認をいただくこととするものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 保険事業課長。

保険事業課長（合内昭次君） 議案第33号専決処分の承認について。小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、平成20年4月1日から開始されました後期高齢者医療制度に伴い、小豆島町国民健康保険税条例において後期高齢者支援金等課税額を追加するものであり、これに伴う基礎課税額、介護納付金課税額、課税賦課限度額を改正し、平成18年度及び19年度の課税特例を削除するものであります。

また、特例世帯に係る減額措置、被用者保険の被扶養者であった者に係る国民健康保険税の条例による減免措置を追加するものであります。

条例の一部改正につきましては、平成19年8月6日の全国国保担当主管課長会において概要について説明されておりましたが、平成20年3月28日付で正式に厚生労働省保険局より取扱要領が示されましたので、議案として提案する時間がありませんでしたので、専決

処分をさせていただきます。

なお、基礎課税額、介護納付金課税額、後期高齢者支援金等課税額、課税賦課限度額については平成20年2月28日に国民健康保険運営審議会に答申いたしておりますが、賦課限度額、特定世帯に係る減額措置については、地方税法の改正が専決処分の時点では国会を通過しておりませんでしたので除いております。

それでは、一部改正の内容につきまして新旧対照表により説明させていただきます。

議案の21ページを開いていただきたいと思います。

第2条第1項では、国民健康保険税の課税額が従来の基礎課税額及び介護納付金課税額に後期高齢者支援金等課税額を合算する旨の規定の創設でございます。

第3項は、新設でございます。後期高齢者支援金等課税額を所得割額、資産割額、均等割額、平等割額の4方式の合算額とする旨の規定でございます。

第3条の第1項は、国民健康保険の被保険者に係る医療分の所得割を6.3%から5.7%に改正するものであります。

第5条は、被保険者均等割額を1人につき2万1,600円から2万4,200円に改正するものであります。

第5条の2は、世帯別平等割額を1世帯につき2万4千円から1万9千円に改正するものであります。

第6条は、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割を基礎控除後の総所得額の1.2%と定める規定の創設であります。

第7条は、後期高齢者支援金等の資産割を当該年度の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額の6%と定める規定の創設であります。

第7条の2は、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を被保険者1人につき5,200円とする規定の創設であります。

第7条の3は、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額を1世帯について4千円とする規定の創設であります。

第8条は、介護納付金課税被保険者に係る所得割額を1.4%から1.5%に改正する規定であります。

第9条は、第7条からの条ずれと第2条第3項から同条第4項への項ずれに伴い、第2条第3項を第2条第4項に改正するものであります。

9条の2は、第7条からの条ずれと項ずれに伴い、第2条第3項を第2条第4項に改正し、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額を介護納付金課税被保険者1人につ

き8,500円から8,600円に改正する規定であります。

第9条の3は、第7条の条ずれと項ずれに伴う改正と、介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額を1世帯につき4,800円を5千円に改正するものであります。

第10条から第22条までは、条ずれと項ずれに伴う改正と字句修正であります。

29ページの第23条をお願いします。第23条は、国民健康保険税の減額規定でありまして、第1項第1号は7割軽減世帯で国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額、世帯別平等割額をそれぞれ1万6,940円、1万3,300円の減額、後期高齢者支援金等課税額の均等割、平等割をそれぞれ3,640円、2,800円、介護納付金課税被保険者に係る均等割、平等割を6,020円、3,500円の軽減をする規定の改正であります。

第23条の2項は、5割軽減世帯で国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額、世帯平等割額を1万2,100円、9,500円の軽減、後期高齢者支援金課税の均等割額、平等割額をそれぞれ2,600円、2千円の軽減、介護納付金被保険者に係る均等割額、平等割額を4,300円、2,500円の軽減をする規定の改正であります。

第3号は、2割軽減世帯で国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額、世帯別平等割額を4,840円、3,800円の軽減、後期高齢者支援金等課税額の均等割額、世帯別平等割額を1,040円、800円の軽減、介護納付金被保険者に係る均等割額、世帯別平等割額を1,720円、千円の軽減をする規定の改正であります。

第23条の2は、国民健康保険税の条例減免の規定の創設であります。

第4号に、被保険者の被扶養者であった者が65歳以上の場合に、扶養者が後期高齢者医療制度に移行することによって国民健康保険に加入した場合、資格取得の属する月以後2年を経過する月まで減免する規定の創設であります。減免の内容につきましては、規則で規定しております。

第24条から第26条までは条ずれに伴う改正であります。

現行の附則第3項から第6項までは、平成18年度分、平成19年度分の公的年金等所得に係る国民健康保険税の減額と、所得割の算定の特例を削除するものであります。

改正後の附則の第3項から第12項までは、後期高齢者支援金等課税額の規定の創設に伴う所要の改正と項ずれによる改正であります。以上で国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 介護納付金の部分で、所得割と均等割と平等割が上がっているのはなぜなのでしょう。

議長（中村勝利君） 保険事業課長。

保険事業課長（合内昭次君） これは、基本的には後期高齢者医療制度が4月1日から施行されました。それに伴いまして、この国民健康保険税、それとこのうちに含まれます介護納付金、それと後期高齢者支援金、それぞれ金額的に総事業費に対するワークシートによる計算によりまして、その中身を増額したものでございます。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 先ほども述べてまいりましたように、年齢で区切って、それまでの医療保険や扶養家族から強制的に切り離し、差別医療を押しつけ、お年寄りの命と健康をないがしろにする後期高齢者医療制度の導入に反対し、廃止を求めている立場でありますので、この国民健康保険税条例の一部を改正する条例にも反対をいたします。承認できません。以上です。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。7番安井議員。

7番（安井信之君） 私は、議案第33号の小豆島町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認について賛成の立場から討論を行います。

今回の改正は、平成20年4月から開設された後期高齢者医療制度に伴い、小豆島町国民健康保険税条例において後期高齢者支援金等を追加するものであり、これに伴う基礎課税額、介護納付金課税額を改正するものであります。

また、法第23条の2においては条例減免の創設であり、被用者保険の被扶養者であった者が65歳以上の場合に扶養者が後期高齢者医療制度に移行することにより、国民健康保険に加入した場合、保険税の減免が受けられる制度で、被保険者の受益になることとございますので、この専決処分については適切であると考えます。以上です。

議長（中村勝利君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第33号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第33号は原案のとおり承認されました。

~~~~~

日程第13 議案第34号 専決処分の承認について（小豆島町税条例の一部を改正する条例について）

議長（中村勝利君） 次、日程第13、議案第34号専決処分の承認について（小豆島町税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第34号専決処分の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、国会の可決がおくれていた地方税法の改正が4月30日に行われたことに伴い、小豆島町税条例を改正しようとするものであります。

地方自治法第173条第1項の規定により、同条の一部を改正する条例を町長の専決処分としたものでございます。このことにつきまして、同条第3項の規定により、議員の皆様のご承認をいたどうかとするものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 税務課長。

税務課長（森下安博君） 専決処分の承認について。小豆島町税条例の一部を改正する条例。

本条例は、地方税法等の一部を改正する法律が4月30日に公布され、同日施行されたことに伴い、本町の税条例についてもその一部を改正する必要が生じましたが、地方税法等の一部を改正する法律と同日に公布施行の必要がある部分についてのみ専決をさせていただいたものであります。

それでは、一部改正につきましては新旧対照表により説明させていただきます。新旧対照表は53ページからとなっております。

まず附則第10条の2は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定であります。第1項から第6項までは新築住宅等に係る固定資産税の減額措置を2年間延長する地方税法の改正が行われたことによる条ずれに伴う所要の改正及び一部の字句の修正であります。

第7項は項の新設で、地方税法において省エネ改修工事を行った既存住宅に係る固定資

産税の減額措置の創設に伴う規定の新設でございます。平成20年1月1日以前からある住宅について、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する改修工事で、制令で定めるものについては固定資産税を減額する措置でございます。

附則第10条の3につきましては、阪神・淡路大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定であります。第1項につきましては附則第10条の2の改正とほぼ同様の改正でございます。条ずれに伴う所要の改正でございます。

第2項は、改正後の地方税法附則第16条の規定に伴う規定の整備でございます。

附則第20条は、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰り越し控除等及び譲渡所得等の課税の特例の規定でございます。第1項から第3項までにつきましては、地方税法におけるいわゆるエンゼル税制に係る課税の特例の廃止に伴う条ずれ等の所要の改正でございます。

第4項は、上場株式等を譲渡した場合の課税の特例を規定した現行条例附則第19条の3が削除されることに伴う第4項の規定から附則第19条の3を削除する規定の整備でございます。

第7項と第8項はエンゼル税制に係る譲渡所得等の課税の特例の廃止に伴い、削除するものでございます。以上で専決処分に係る小豆島町税条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第34号は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号は承認することに決定されました。

~~~~~

日程第14 議案第35号 専決処分の承認について（小豆島町国民健康保険税条例

の一部を改正する条例について)

議長(中村勝利君) 次、日程第14、議案第35号専決処分の承認について(小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長(坂下一朗君) 議案第35号専決処分の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、小豆島町国民健康保険税条例に関し、平成20年4月30日に公布された地方税法等の一部を改正する法律等の施行に際し、国民健康保険税の納期の関係から、同条例の改正が必要となり、地方自治法第179条第1項の規定により、同条例の一部を改正する条例を町長の専決処分としたものでございます。このことにつきまして、同条第3項の規定により、議員の皆様のご承認をいたごうとするものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(中村勝利君) 保険事業課長。

保険事業課長(合内昭次君) 議案第35号専決処分の承認について。小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、平成20年4月30日から公布施行された地方税法の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)と、それと地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第152号)、地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成20年総務省令第57号)と平成20年4月1日から施行された国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律(平成20年法律第10号)により、必要な経過措置を講ずるものであります。

国民健康保険税においては、後期高齢者医療制度の創設に伴い、制度創設時の後期高齢者及び制度創設後の75歳に到達した者が、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合において、同じ世帯に属する国民健康保険の被保険者が国民健康保険税の減額措置を受けられるよう所要の措置を講ずる規定の創設と、課税限度額について基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額についてそれぞれ設定することとして、基礎課税額に係る課税限度額については47万円に改正、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額については12万円とする規定の創設の2点であります。

納税者が不利益となるような改正項目には該当しませんので、平成20年4月1日に遡及して適用されるため、6月定例会に議案提出する予定でありましたが、本町の国民健康保険税の第1期納期が6月1日から同月30日までとなっておりますので、本算定までに緊急

を要するために専決処分をお願いしたものであります。

それでは、63ページの新旧対照表により説明させていただきます。

第2条第2項では、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を56万円から47万円とする改正であり、第3項では国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を12万円とする規定の創設でございます。

第5条の2は、基礎課税額の世帯別平等割額を特定世帯については5年間、1世帯について2分の1の9,500円とする規定の創設でございます。

第7条の3は、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額を特定世帯については5年間、1世帯について2分の1の2千円とする規定の創設であります。

第13条の国民健康保険法の法令番号、昭和33年法律第192号は第5条の2において、最初に特定しておりますので、今条例では削除いたしております。

第18条では、既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収の規定であります、地方税法施行規則第24条の37から第24条の36に条ずれに伴う所要の改正でございます。

第23条は、国民健康保険の減額についてでございます、課税限度額の改正と後期高齢者支援金等課税限度額の改正に伴い、特定世帯及び特定同一世帯所属者の軽減措置に係る規定の創設でございます。

1としまして、世帯別平等割額の7割軽減では、イで国民健康保険被保険者に係る場合に、特定世帯以外の世帯は1万3,300円の軽減、特定世帯は平等割額の7割軽減後の2分の1として6,650円とする規定であり、エでは後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額をそれぞれ2,800円、1,400円とする規定でございます。

2では、世帯別平等割額の5割減税で、イは国民健康保険の被保険者に係る特定世帯以外の世帯は9,500円の軽減、特定世帯は5割軽減後の2分の1として4,750円とする規定であります。エは、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額をそれぞれ2千円、千円とする規定であります。

3では、世帯別平等割の2割軽減で、イでは国民健康保険の被保険者に係る場合は特定世帯以外の世帯は3,800円の軽減、特定世帯は2割軽減後の2分の1として1,900円とする規定であります。エでは、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額をそれぞれ800円と400円とする規定でございます。

附則の第2項から附則の第12項までは、特定同一世帯所属者に係る規定の創設に伴い、もしくは特定同一世帯所属者という文言を加える改正の規定でございます。以上で国民健

康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 最初のところで、最高限度額が上がると思うんですけども、その対象になる人は何人ぐらいいるんでしょうか。

議長（中村勝利君） 保険事業課長。

保険事業課長（合内昭次君） 6月1日からの本算定によりまして、まだ数字的には引っぱり出しておりません。ですけど、課税限度額というのは国民健康保険税の場合は56万円から47万円に。

（15番鍋谷真由美君「でも足したら上がるでしょう」と呼ぶ）

足したら上がります。

（15番鍋谷真由美君「そうでしょ」と呼ぶ）

足したら、12万円とやから3万円ほど上がります。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 私は、議案第35号には反対いたします。

たびたび述べておりますように、後期高齢者医療制度に伴う改正であるということだからです。以上です。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。7番安井議員。

7番（安井信之君） 私は、賛成の立場から意見を言います。

後期高齢者医療制度は、皆保険制度というふうなことで取り組まれている医療制度であります。その部分で、今回世論調査なりも出ておりますが、50%ぐらいの方が今の部分を改正しながらでも存続していくほうが望ましいというふうなことでありましたので、私はこれに賛成いたします。

議長（中村勝利君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第35号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第35号は原案のとおり承認されました。

~~~~~

日程第15 議案第36号 専決処分の承認について（平成19年度小豆島町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）について）

議長（中村勝利君） 次、日程第15、議案第36号専決処分の承認について（平成19年度小豆島町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）について）を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第36号専決処分の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、老人保健事業特別会計におきまして、老人医療給付費に予算不足が生じたため、早急に同会計の補正を行う必要が生じました。地方自治法第179条第1項の規定により、平成19年度小豆島町老人保健事業特別会計の補正を町長の専決処分としたものでございます。このことにつきまして、同条第3項の規定により、議員の皆様のご承認をいたごうとするものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 保険事業課長。

保険事業課長（合内昭次君） 議案第36号専決処分の承認について。平成19年度小豆島町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

老人保健事業特別会計につきましては、さきの3月定例議会におきまして補正予算をお願いし、承認をいただいたところでありますが、3月補正の時点で実績見込み額の算定する際に費用額の見誤りにより、予算不足を生じて医療費の支払いができなくなりましたので、専決処分をさせていただきました。まことに申しわけありませんでした。

医療給付費が現計予算額より増加した要因につきましては、1人当たりの医療費の医療給付費の増によるものでございまして、その原因としましてはペースメーカーとか心臓バイパス手術などの循環器系疾患の手術が増加したことによるものでございます。

それでは、内容について説明をいたします。議案の78ページを開いていただきたいと思います

います。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億915万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億5,441万1千円とする補正予算でございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書を開いていただきたいと思います。7ページを開いていただきたいと思います。

歳出から説明させていただきます。2款医療諸費、1目医療給付費の決算見込み額26億8,175万4千円、これから予算計上済み額の25億7,259万9千円を差し引いた不足額の1億915万5千円を補正し、歳出合計27億5,441万1千円とさせていただきます。不足しました要因としましては、先ほど冒頭で申し上げましたとおりでございます。

続いて、歳入でございます。5ページを開いていただきたいと思います。

1款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目医療費交付金は決算見込み額14億6,580万8千円、これから予算計上済み額の14億2,636万3千円、これを差し引いた3,944万5千円を補正させていただいております。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目医療費負担金は決算見込み額8億3,479万円から予算計上済み額8億791万7千円を差し引いた2,687万3千円を補正させていただいております。

3款県支出金、1項県負担金、1目医療費負担金、これは決算見込み額2億1,301万5千円から予算計上済み額の1億9,931万8千円を差し引いた1,369万7千円を補正いたしております。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は医療給付費の不足額1億915万5千円、これから補正予算額の支払基金交付金として3,944万5千円、それと国庫負担金2,687万3千円、それと県の負担金1,369万7千円を差し引きまして、町負担分の12分の1の909万7千円と歳入不足になります2,004万3千円の合計額2,914万円を計上いたしております。

なお、歳入不足と説明しました2,004万3千円につきましては、翌年度精算で入ってくるようになっております。以上、歳入歳出の補正額1億915万5千円、合計27億5,441万1千円といたしております。よろしく審議のほどお願いいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第36号は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号は承認することに決定されました。

暫時休憩します。再開は3時30分。

休憩 午後3時18分

再開 午後3時29分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第16 議案第37号 専決処分の承認について（平成19年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）について）

議長（中村勝利君） 次、日程第16、議案第37号専決処分の承認について（平成19年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）について）を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第37号専決処分の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、議案第36号で老人保健事業特別会計の補正を行いました関係で、一般会計からの繰り出しを補正したものでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、平成19年度一般会計の補正を町長の専決処分としたものでございます。このことにつきまして、同条第3項の規定により、議員の皆様のご承知をいたどころとするものでございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） 議案第37号専決処分の承認についてご説明申し上げます。

まず、平成19年度一般会計補正予算（第6号）の専決処分の理由でございますが、先ほど保険事業課長より老人保健事業特別会計補正予算の専決処分についてご説明申し上げましたとおり、費用額の見誤り等により、医療給付費に不足が生じ、医療費の支払いができなくなったため、3月31日付をもって専決処分をさせていただいたわけですが、それに伴

いまして、一般会計においても町の負担部分について専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、内容についてご説明を申し上げます。81ページをお開き願います。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の補正でありまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,914万円を追加し、歳入歳出予算の総額を82億5,443万1千円とするものでございます。

補正予算の内容でございますが、上程議案集の176ページの後に添付しております補正予算説明書をお開き願いたいと思います。その13ページ、14ページ、わかりましたか。

それで、まず歳入の補正でございますが、18款1項1目1節財政調整繰入金2,914万円でございます。補正予算の財源をここで対応しております。

次に、歳出の説明をいたします。15ページ、16ページをお開き願います。

3款民生費、1項2目老人福祉費、28節繰出金2,914万円でございます。老人特会への繰出金でございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第37号は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号は承認することに決定されました。

~~~~~

日程第17 議案第38号 小豆島町監査委員条例の一部を改正する条例について

議長（中村勝利君） 次、日程第17、議案第38号小豆島町監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第38号小豆島町監査委員条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、健全化の新たな指標を監査委員が監査し、議会に報告し、かつ公表することとなりました。これに伴い、本条例を改正しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 議案第38号小豆島町監査委員条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

平成19年6月22日に公布をされました地方公共団体の財政の健全化に関する法律は、平成21年4月1日から施行されますが、附則第1条ただし書きによりまして、健全化判断比率の公表は公布後1年以内からと規定されております。したがって、平成19年度決算に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のいわゆる健全化判断比率並びにその算定の基礎となります事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ当該健全化判断比率を公表しなければなりません。あわせて、公営企業については決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ当該資金不足比率を公表しなければなりません。このことによりまして、84ページの新旧対照表のとおり、本町監査委員条例第7条、決算審査等の条に規定を加えるものでございます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第38号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第18 議案第39号 小豆島町税条例の一部を改正する条例について

議長（中村勝利君） 次、日程第18、議案第39号小豆島町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第39号小豆島町税条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成20年4月30日に公布されたことに伴い、本条例についても改正する必要が生じたものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 税務課長。

税務課長（森下安博君） 議案第39号小豆島町税条例の一部を改正する条例について、新旧対照表に基づいてご説明を申し上げます。

新旧対照表は105ページからとなっております。

まず、第19条は公的年金からの特別徴収制度の創設に伴う改正であります。年金所得に係る公的年金からの特別徴収税額及び仮特別徴収税額の納入についても延滞金の規定を適用する改正であります。

次に、第23条ですが、第1項は地方税法の改正により、法人でない社団及び財団で収益事業を行わないものが課税対象から削除されたため、対象を削除するものであります。

第3項は字句の修正等でございます。

第31条第2項は、地方税法における法人の町民税の納税義務者等の見直しと、公益法人改革等に伴い、表の法人の区分を改正したものであります。

第3項は、地方税法により人格のない社団等で収益事業を行わないものが非課税とされたことにより、本条の第4号を削除したものであります。

第33条は、寄付金税額控除の創設に伴う条ずれによる改正でございます。

第34条の2は、寄付金税額控除の創設に伴い、寄付金控除を所得控除の規定から削除する改正でございます。

第34条の7は新設で、一般質問に対してご説明いたしたところでございますが、いわゆるふるさと納税等に関する規定であり、寄付金税制の見直しでございます。

第1項は、税額控除に関する規定及び寄付金の指定の規制でございます。1つは、条例

で寄付金を指定できること、2つ目は取得控除方式を税額控除方式に改めること、3つ目は控除対象限度額が総所得金額等の合計額の25%から30%に引き上げられたこと、4つ目は適用下限額が10万円から5千円に引き下げられたこと、5つ目は地方公共団体に対する寄付金については特例控除額を加算することを定めております。

第2項は、1項の特例控除額の規定でございます。

第34条の8は、寄付金税額控除の創設に伴い、条ずれが生じたことによる改正でございます。

第34条の9は、条ずれの改正でございます。

第36条の2第1項及び第4項は、寄付金税額控除の創設に伴い、寄付金控除を取得控除の規定から削除するものでございます。

第6項は、取得税法の改正による公的年金等の源泉徴収票の電子交付制度の創設に伴う改正ございまして、給与所得に係る源泉徴収票についての規定に公的年金等に係る所得を加えるものでございます。

第38条第1項ですが、特別徴収の規定に公的年金からの特別徴収制度の創設等により、公的年金等に係る所得に係る特別徴収税額等を加えるものでございます。

第41条は、個人の町民税を特別徴収により納付していた納税者が特別徴収されなくなった場合の納税通知書の規定に、特別徴収対象年金所得者が年金給付を受けなくなった場合を加えるものでございます。

第44条は、第2項、3項ともに給与所得以外の所得に係る徴収の規定に公的年金等以外の所得がある場合を加えるものでございます。

第45条は、公的年金からの特別徴収制度の創設に伴い、規定を給与所得に係る特別徴収に限定した規定とするものであります。

第46条は、見出しについては公的年金からの特別徴収制度の創設に伴い、もともと給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務についての規定であったので、見出しに「給与所得に係る」を加えたものでございます。本文については、納入書の様式にOCR処理用の納入書を加えたものでございます。

第46条の2、これも公的年金からの特別徴収制度の創設に伴い、給与所得に係る特別徴収に限定した規定とするための改正でございます。

第47条は、見出し第1項及び第2項ともに第46条の2と同じく公的年金からの特別徴収制度の創設に伴い、給与所得に係る特別徴収に限定した規定とするための改正と字句の修正でございます。

第47条の2、新設で公的年金からの特別徴収制度の創設でございます。

第1項は、特別徴収対象年金所得者等についての規定で、65歳以上の年金受給者で年金所得に係る町民税額を老齢年金給付から特別徴収することと特別徴収から除くものを定めたものであります。

第2項は、特別徴収対象年金所得者に給与及び公的年金等所得以外の所得に係る所得割がある場合は、あわせて特別徴収する規定でございます。

第3項は、初年度の9月30日までは普通徴収する規定でございます。

第47条の3、新設で公的年金からの特別徴収義務者は特別徴収対象年金給付の支払いをするものとする規定でございます。

第47条の4でございますが、これも新設で第1項は特別徴収義務者は徴収した翌月の10日までに納入しなければならない規定であります。

第2項は、第1項で規定する支払い回数特別徴収税額の規定でございます。

第47条の5、これも新設で、第1項は年度の初日から9月末までの間は仮に特別徴収する規定でございます。

第2項は、1項を適用した場合の読みかえ規定でございます。

第3項は、特別徴収税額の納入の義務規定を仮特別徴収の規定に準用する規定でございます。

第47条の6、これも新設で、第1項は特別徴収されなくなった税額は普通徴収とする規定でございます。

第2項は、特別徴収されなくなった年金所得者について、過誤納金がある場合は未納の税額に充当するという規定でございます。

第48条は、法人の町民税の申告納付についての規定で、第1項、第4項ともに法人の納税義務者規定の見直しによる地方税法の改正に伴う字句の修正でございます。

第50条は、法人の町民税に係る不足税額の納付の手續の規定と字句の修正でございます。

第51条は、公益法人改革に伴う町民税の減免についての所要の修正でございます。

第54条は、固定資産税の納税義務者等の規定中、緑資源機構を行う一部事業が土地改良事業に含むとされていたものが、同機構が解散することによる所要の修正でございます。

第56条は、民法の改正により、民法には法人に関する最低限の通則のみが残され、他は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等に移されたことに伴い、民法第34条の法人を公益社団法人もしくは公益財団法人とする規定の整備でございます。

第131条は、第54条と同様の理由による改正でございます。

次、附則に入りますけれども、附則第4条の2は新設で、公益法人等に係る町民税の課税の特例でございます。

附則第5条は、条ずれによる改正でございます。

附則第7条は、外国税控除の前に個人の町民税の配当控除を行うように位置づけたことと、寄付金控除税額の創設に伴う条ずれによる改正でございます。

附則第7条の3第2項は、外国税額控除の前に住宅借入金等特別税額控除を行うように位置づけたことと、条ずれが生じたことによる所要の改正でございます。

第3項は、地方税法で住宅借入金等特別税額控除の申告手続について、規定の整備が行われたことによるものでございます。

附則第7条の4は新設で、寄付金税額控除における特例控除額の特例を定めたものでございます。

附則第8条第1項は、肉用牛の売却に係る町民税の課税の特例の適用期限を3年間延長すること等の改正であります。

第2項は、売却頭数の制限を追加したことに伴う改正及び寄付金税額控除等の創設に伴い、条ずれが生じたことによる改正でございます。

第3項は、同じく第34条の7創設によって生じた条ずれによる改正でございます。

附則第16条の3は新設で、第1項は上場株式等の配当等に係る町民税について、申告分離選択課税の創設で、第2項は総合課税の適用を受けた場合は第1項の規定は適用しないこととするものでございます。

第3項は、読みかえ規定でございます。

附則第16条の4第3項の改正は、寄付金税額控除等の創設に伴う条ずれによる改正と読みかえ規定の整備でございます。

附則第17条と附則第18条ですが、ともに条ずれによる改正と読みかえ規定の整備でございます。

附則第19条第1項は、附則第19条の3町民税の課税の特例規定の削除に伴う規定の整備であります。

第2項は、読みかえ規定の整備でございます。

附則第19条の2第2項ですが、租税特別措置法の規定の改正により、本条においても規定の整備をするものであります。

附則第19条の3、課税の特例の廃止に伴う条文の削除であります。

附則第19条の5、新設で、第1項では所得計算の際、源泉徴収選択口座内配当等に係る配当と源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等に係る配当所得を区分して計算する規定でございます。

第2項は、町民税の所得割の納税義務者が町民税の申告をする場合の記載事項の規定でございます。

附則第19条の6は、見出しと第1項から第3項までは上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得の間で損益通算ができることとした項の追加でございます。

第4項は、損益通算の創設に伴う規定の整備でございます。

第5項は、4項が適用された場合の適用規定の新設でございます。

第6項、7項は条ずれによる改正でございます。

附則第20条の2、条ずれによる改正と読みかえ規定の整備でございます。

附則第20条の4、第2項及び第5項は寄付金税額控除等の創設に伴う条ずれの改正と読みかえ規定の整備でございます。

第3項は、配当所得等に関する課税の特例の廃止に伴い、特例税率の適用の廃止でございます。

第6項は、条ずれの改正でございます。

附則第20条の5、寄付金税制の改正に伴う字句の修正でございます。

附則第21条、新設で第1項は地方税法の改正によるみなし公益社団法人及びみなし公益財団法人とする法人等を非課税とする規定の創設でございます。

第2項は、一般社団法人または一般財団法人に移行した法人が所有する固定資産で、移行の日の前日において非課税とされていたものは平成25年度分までの固定資産税を非課税とする規定の創設であります。以上で小豆島町税条例の一部を改正する条例の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。14番村上議員。

14番（村上久美君） 89ページにありますところの公的年金に係る町民税の特別徴収ということで、第47条の2がうたわれています。65歳以上、74歳という年齢の中で、今回この特別徴収に該当する方が何名おられて、これを当該年度では10月1日から翌年3月31日までというふうに徴収するとなっておりますが、その間の予定される町民税の総額税が幾らぐらい見てるのか。

議長（中村勝利君） 税務課長。

税務課長（森下安博君） 14番村上議員のご質問にお答えいたします。

予定される年金天引きの対象者につきましては、現在のところ課税状況等の調べ等を通じまして、約1,500人ほどになると考えております。

それで、その1,500人に対する税額でございますが、来年度からの特別徴収でございますので、まだ税額計算はしておりませんので、その辺よろしくご理解のほどお願いをいたします。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。14番村上議員。

14番（村上久美君） 議案第39号に対する反対討論を行います。

条例にあります公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収に関して、65歳以上の公的年金から個人住民税の所得割額と均等割額を2009年10月支給分から特別徴収することとなっています。この改正によって、地方自治体の事務の効率化にメリットがあるとしていますが、天引きするためにはシステムの整備が要求されます。年金からは既に所得税、介護保険料に加えて、この4月から国民健康保険税と後期高齢者保険料が天引きされています。本人の意向を踏まえないで年金から天引きすることは、年金を生活の主たる収入としている受給者を中心に全国で怒りが広がっているところです。憲法にある第25条生存権、第29条財産権を奪うもので、断じてこれは認められません。

2つ目には、株式などに係る配当所得に係る町民税の課税の特例に関してありますが、上場株式等の配当譲渡益は本則課税率20%のところ、2003年から軽減され10%とされています。今回の改正では、金持ち優遇との批判や政府税制調査会の廃止し、わかりやすい制度にすべきとの指摘もあり、2008年度で一たん廃止し、改めて経過措置として2009年、2010年度の2年間、500万円以下の譲渡益、100万円以下の配当について10%の特例を適用することとしています。

また、今回初めて上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当などとの損益通算の仕組みを設けました。金融所得に対する分離課税の20%は、所得税の累進課税に比べて税率が有利になるもので、今回の改正でも損益通算の上限を設けておらず、金融資産を持つ富裕層に対する優遇を広げることになります。以上のことから、小豆島町税条例の一部を改正する条例について反対するものです。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。8番井上議員。

8番（井上喜代文君） 私は、賛成の立場から討論を行います。

今回、数多い条例の改正がございます。今回の条例で改正をしなければ、町民に、また町に対して損害を与える部分もかなり出てくるのかなという懸念もいたしております。

そんな中、今回の特別徴収に関する条例改正は、介護保険料が平成12年から、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料が本年4月から特別徴収されておりますとおり、個人住民税についても年金から特別徴収する地方税法の改正に伴うものであります。納税義務者にとっては、窓口まで出向かずに済むメリットがあり、町にとっても徴収事務の効率化につながりますので賛成をいたします。

議長（中村勝利君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第39号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第19 議案第40号 小豆島町手数料条例の一部を改正する条例について

議長（中村勝利君） 次、日程第19、議案第40号小豆島町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第40号小豆島町手数料条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

戸籍謄本等の交付に関し、厳格に取り扱うべく戸籍法が改正されました。これに伴いまして、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布されました。本町の戸籍謄本等の交付に関する手数料条例は、これに準拠しておりましたので、本条例を改正しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（棟保 博君） 議案第40号小豆島町手数料条例の一部を改正する条例に

ついてご説明申し上げます。

159ページをお願いいたします。

この条例の一部改正につきましては、戸籍法の改正に伴いまして、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が一部改正されましたことによりまして、この政令を引用している小豆島町手数料条例の別表戸籍関係手数料を次のとおり改正をするものでございます。

新旧対照表により説明をさせていただきます。161ページをお願いいたします。

この別表のところでございますが、アンダーラインを引いている部分に変更となります。料金の変更はございません。戸籍法の改正で、だれでも戸籍謄本の交付請求ができるという戸籍公開原則から第三者が戸籍謄本の請求ができる場合を制限することになりましたので、第三者請求とか公用請求、弁護士等による請求の規定が第10条の2第1項から第5項に新設され追加されました。

それから、現行の117条の4第1項につきましては、改正によりまして120条の1項に条ずれになったものでございます。

それから、改正案に追加になっております第126条につきましては、統計の政策や学術研究等への情報の提供が新たに新設されたものです。

この改正につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に合わせて改正をするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第40号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第20 議案第41号 防災行政無線施設（デジタル固定系）整備工事に係る工事請負契約について

議長（中村勝利君） 次、日程第20、議案第41号防災行政無線施設（デジタル固定系）整備工事に係る工事請負契約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第41号防災行政無線施設（デジタル固定系）整備工事に係る工事請負契約について提案理由のご説明を申し上げます。

現在の防災行政無線につきましては、2町合併に伴います統合が必要でございますし、安心して暮らせる地域づくりのためには防災情報をいち早く適切に住民の皆さんにお知らせすることが肝要でございます。そのためにも、防災行政無線のデジタル化や戸別受信機方式への移行事業が必要となってまいります。

そのようなことから、3月議会における施政に関する所信要旨及び小豆島町平成20年度予算に基づき、整備工事に着手をいたします。つきましては、同事業の工事請負契約締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明をさせます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 議案第41号防災行政無線施設（デジタル固定系）整備工事に係る工事請負契約についてご説明を申し上げます。

事業の必要性などにつきましては、町長から申し上げたとおりでございます。

165ページをお開きください。

6月6日に行いました一般競争入札の結果、工事概要書に記載のとおり、契約金額4億1,685万円で香川県高松市中野町29番2号、日本電気株式会社四国支社、支社長松尾和孝が落札をいたしました。予定価格に対します率は65.92でございます。

工期は、本契約の後、町の指定する日から平成23年3月31日までとしておりまして、年度ごとの計画につきましては記載のとおりでございます。

工事の概要につきましても記載をしておりますが、親局設備1局、遠隔制御局5局、中継局設備1局、屋外拡声子局設備75局、地区遠隔制御装置37台、戸別受信機設備7,000台を整備するもので、今年度につきましては基地局、中継局、池田地区の屋外子局を予定いたしております。

入札に参加をいたしました業者、各社の税抜きの入札額を申し上げますと、パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社四国社3億9,800万円、日本電気株式会社

四国支店 3億9,700万円、株式会社富士通ゼネラル四国支店 5億4千万円、日本無線株式会社四国支店 4億6千万円でございます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番植松議員。

10番（植松勝太郎君） 入札で非常に安く落札したということで、我が町にしたら非常にいいことかもわかりません。しかし、これは防災無線ですので、災害の部分で各戸に受信機、電話機のような部分があるということなんですが、そこへ非常に電波が、もうどうないうても電波でやりますもんですから、十二分に届くように、聞きますと20カ所ぐらいでこういう形にしたら電波が来るだろうという形で何か試験したというふうなことは聞いておりますけれども、この62%という部分にこだわらずに、ぜひ防災時にも確実に各家庭に指令が届くというようにしていただいたらと。子局が5つ、そういうふうな部分だとかいうふうなことを言うてますけれども、非常に小豆島町の地形が讃岐やとかああいう平たい地形と違いまして、山があってそこに小さい小部落がある、そしてまた谷になってるというふうな部分がありますので、これ十分にやってもらわなったら、いざというときに余り聞こえなんだということでは困るので、ぜひそこをしっかりとってほしいと思います。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） ただいまのご指摘でございます。もとよりこの3年間の事業の中で、次々に技術も改良されてまいるとも思いますので、できるだけ新しい技術を取り入れたいということで、場合によりましては変更契約の必要も出てこうかと思えます。

ただいまの設計の中でも、例えば20年度、池田の子局を整備いたしますが、吉野でありますとか神浦でありますとか、そういった半島の部分ではやはり見通しが悪いもんですから、電波の状況がそのままではなかなか各戸に届きにくいということもありますので、こういった地区につきましては役場からできるだけ現在の子局、スピーカーの施設を使いますが、その柱まで電波を飛ばしまして、そこで受けた電波を別の周波数でそこからその地域に対してもう一度送信してやるということで、微弱電波でその地域をカバーしていきたいというふうに当初設計で計画いたしておりますので、電波のことですので、やってみなければわからない部分もございしますが、そういったことでの補完をしていきたいというふうに考えております。

議長（中村勝利君） ほかに質疑。14番村上議員。

14番（村上久美君） 一番最初的时候にこの防災無線の年次計画が説明が前にありました。途中、この変更ということで、また説明がありました。完全なデジタル化ではなく

てアナログも含めたというふうなことの記憶があるんですが、そういう中で安くなると。しかし、機能的にはどうなのかという質問に対しては大丈夫というふうな答弁だったと思うんですが、実は本庁から上地から中山へ行く峠があります。峠の前後、下って前後ですが、ある地区では今現在アナログですが、戸別受信機を設置してまして、旧町の時代に。そこは、本当3軒しかないんですが、しかしそのうち聞こえないという苦情を最近お聞きしました。ボリュームはいらってませんかというふうなことも言ったんですが、それは全然いらってないということなんですが、具体的な放送があったときに現地へ行って確認しないとわからないという部分があるかもわかりませんが、受信はすぐ家を出たところに行って受信機がつけてありましたので、しかしやはり本当に複雑な地形の中では、本当にわずかな1戸、2戸、3戸のところでも受けにくいという状況があると思うので、今アナログの部分が含まれての今度変更ということであったと思うんですが、そこは今例えば旧町池田の場合だったら、そういう中継なりそういうもの、機具関係は使って工事をしていくということで理解したらいいんでしょうか、前そういう説明だったように思うんですが。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） ご質問のうち1点、アナログを残すということにつきましては、これは移動系の話でございます。固定系については、デジタルでやると。今回は契約しておりませんが、2年目に移動系も整備いたしますが、この移動系、要は消防が持っておったり、自治会が持っておったりするトランシーバーのような形の無線につきましては、これはアナログのままでいくというのはアナログのほうは電波が通りやすいということがございますので、四国の通信局もアナログを認めざるを得んという方針になりましたので、現在池田が使っております150の周波数帯を使って、そのままアナログで整備をしたいということでございますので、今回ご提案しておりますデジタル固定系とは別の話でございます。

それと、できるだけ既存の施設を使うというのは、今の子局です。スピーカーをつけておりますあの電柱につきましては、できるだけ現在のものを利用したいということにしております。池田地区内では27局を予定いたしております。27の柱についてはできるだけ今のを使いたい。ただ、電波はぐあいでも移動の必要が生じる場合もございますので、今のところの計画でございます。

お話がありましたように、先ほどもちょっと吉野や神浦の話もいたしました。そういった微弱電波が通りにくい、ダイポールを上げたり、八木式を上げたりせんとなかなか各戸に入りにくいという地域もあると思います。そういったアンテナを上げるのがいいの

か、先ほど申しましたように、一番電波の通りのよいところで一たん受けて、そこから微弱電波を周辺に流してあげるのがいいか、このあたりは戸別受信機の整備は3年目でございますので、平成22年度の戸別受信機の整備に際しましては、先ほど言いましたように最新の技術もまたこの間にできるかもわかりませんし、そういったことでしたいと。たちまち20年度につきましては、この保健センターに親局設備を1局設けると。これを動かす遠隔制御装置を池田の庁舎、内海の庁舎、それから消防の招集がありますので、小豆島消防本部、池田分署、内海分署、これで遠隔制御局5局でございます。

それから、中継局の設備として太陽の丘に中継局を1つ上げて、池田のこの保健センターから出した電波を太陽の丘で受けて、内海地区に飛ばすというところまでの設備を20年度に予定をいたしておるということでございます。以上です。

議長（中村勝利君） 4番森議員。

4番（森 崇君） 簡単なことなんです。これは9億円が7億円になって4億円になったかどうか聞きたいと。

それから、地震で早く知ったとか知らんとかいうて最近言ってますけど、ああいう関係はどうなるのか、無関係なのか、蒲生が僕らの電話でも出にくいんですけど、どうなりますか。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 設計金額そのものが9億円もはなっておりません。6億6,500万円ぐらいでした、設計は。今先ほど申しました移動系も固定もひっくるめて全部でこれぐらいかなという話の中で9億円という話が出ておりましたが、現実にはそこまでは設計金額も上がっておりません。

大手ばかりで、これは機械設備がほとんどでございましたので、機械設備のできるころということで、全国で何ぼ探しても8社以上おらのじゃという中でございますし、信頼できる業者だろうと思しますので、競争を十分していただいたという結果だと思っております。

緊急放送、これは当然つなぐようになります。

（4番森 崇君「ほんで、蒲生はどうなるか」と呼ぶ）

その件につきましても、今までの吉野、神浦と同様でございます。とにかく届くところに柱1本、橋なんかもそうなんですけど、橋なんかも高層住宅がずうっと並んでおりますので、山からいってもなかなか影になってしまうということで、橋も漁港側に1本立てて、そこから住宅に向けて集落に向けて電波を飛ばすことで全戸カバーできるようにした

いというような、そういった工夫をしていきたいので、蒲生についても現地でいろいろ工夫をしたいと思います。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第41号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第21 議案第42号 植松ポンプ場電気設備更新工事に係る工事請負契約について

議長（中村勝利君） 次、日程第21、議案第42号植松ポンプ場電気設備更新工事に係る工事請負契約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第42号植松ポンプ場電気設備更新工事に係る工事請負契約について提案理由のご説明を申し上げます。

安全・安心の確保は生活の基盤であり、だれもが安らぎを感じ、不安なく暮らすことが求められております。その一環といたしまして、安田地区低地帯の浸水対策が必要でございます。そのための電気設備更新工事に着手をいたします。つきましては、同事業の工事請負契約締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、担当課長から説明させます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（岡本安司君） 議案第42号植松ポンプ場電気設備更新工事に係る工事請負契約についてご説明をいたします。

議案書166ページをお願いいたします。

植松ポンプ場は、安田地区低地帯の浸水対策のかなめでございますが、昭和51年の供用開始から既に30年以上が経過し、施設の老朽化により機能低下が著しく、安全性の確保が困難な状況から、都市下水道再整備事業による再整備をするもので、その電気設備の更新工事に係る工事請負契約を締結しようとするものでございます。

168ページをお開きください。

5月30日に行いました一般競争入札の結果、工事概要書に記載のとおり、契約金額9,061万5千円で、香川県高松市寿町2丁目2番7号、株式会社東芝四国支社、支社長大和啓一が落札いたしました。

工期は、本契約の後、町の指定する日から平成22年3月25日までで、植松ポンプ場は次ページ計画図に記載していますように、内海中学校横の木庄川左岸にあり、少し黒く着色をしてございます19.4ヘクタールの区域を1分間に209立方メートルの排水を行う計画でございます。

工事概要は記載のとおりでございますが、そのうち今年度は高圧受電設備と運転操作設備の運転操作盤3基のうち、2基の製作、据えつけ、それに伴う配線、配管等を予定をしています。

入札参加業者は、株式会社明電舎四国支店と株式会社東芝四国支社の2社で、それぞれの税抜き入札額は、株式会社明電舎四国支店1億1千万円、株式会社東芝四国支社8,630万円でございます。

なお、契約しようとする金額の予定価格に対する率は91.68%でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第42号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第 2 2 議案第 4 3 号 小豆島町辺地総合整備計画の策定について

議長（中村勝利君） 次、日程第22、議案第43号小豆島町辺地総合整備計画の策定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第43号小豆島町辺地総合整備計画の策定について提案理由のご説明を申し上げます。

辺地における公共的施設整備にかかわる財政上の特別措置など辺地対策事業債の発行を得るため、平成20年度から平成24年度までの辺地総合整備計画を策定しようとするものがあります。そのため、辺地にかかわる公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） 議案第43号小豆島町辺地総合整備計画の策定についてをご説明申し上げます。

169ページをお開き願います。

この件につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、財政上の特別措置を得、小豆島町における辺地を整備するため、平成20年度から平成24年度までの辺地総合整備計画を定め、議会の議決を求めるものでございます。

旧内海町の辺地総合整備計画につきましては、平成12年度から平成17年度まで、それから旧池田町の辺地総合整備計画につきましては、平成12年度から平成16年度までの計画となっております。両町とも計画期間が終了しております。新町のまちづくりの指針となる小豆島町総合計画については、18年度、19年度の2カ年をかけて策定が完了し、昨年9月議会にご可決を賜ったところでございます。

今回、この総合計画及び中期財政計画に基づきまして、新町としての辺地総合整備計画を定め、財政上の特別措置を受けようとするものでございます。小豆島町には、内海地区に13辺地、池田地区には6辺地、合計19辺地ございます。全町が辺地に指定をされておることでございます。

171ページの整備計画書を見ていただきます。

これには、現在想定される事業で辺地債の対象と成り得る事業計画がある7辺地地区の

みの整備計画書となっております。この計画書に掲げられていない辺地地区において、新しく辺地債の対象と成り得る事業が出た場合は、整備計画の追加変更により対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解を願いたいと思います。

ご案内のとおり、辺地の要件につきましては、同法施行令第1条に定められておりました、辺地の中心から5平方キロメートル以内の人口が50人以上であり、かつ辺地度点数が100点以上のものとされております。この辺地総合整備計画は、法律の名称のとおり、財政上の特別措置、すなわち辺地債の適用を受けることが主目的の整備計画であるということで、ご理解をいただいているのではないかと考えております。

ちなみに、辺地債の充当率は原則100%、それから普通交付税の算入率は80%となっております、有利な起債となっております。

事業計画の概要につきましては、整備計画書に掲げておりますので、説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 橋の簡易水道の統合整備事業ですけれども、橋地域の人口、この簡易水道でカバーしている人口で、先ほど一般質問の答弁の中で人口の減少傾向ということを言われたんですけど、それがどういうふうになっているのか。

それから、今ある施設が老朽化しているということも言われました。その実態と、それと水質の悪化ということを言われたんですけど、簡易水道の統合について橋の水源は吉田から来ているのではないんですか。そこら辺もちょっと今の現状などを説明をしていただきたいのと、それと統合しなければ、もし改修をしたらいつごろ幾らぐらいかかるのかということも橋について説明をお願いします。

議長（中村勝利君） 水道課長。

水道課長（曾根為義君） 橋の人口につきましては、171ページの橋504という数字が載っております。

それで、もう一つの質問につきましては、橋の簡易水道統合の分の事業費につきましては、今1億1千万円ほどを概算ですが予定をしております。

橋の簡水の水源につきましては、上流の砂防ダム等から水源としております。以上です。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） もう少し内容的にちょっと丁寧な説明を求めたいと思います。

これは、さっき改修等でいけば1億1千万円と言われたんですけど、それは大体ですから

いいんですが、大体1億1千万円を見てるということですね。統合すれば1億2,300万円余りというふうなことで、この人口世帯は全部すべて簡易水道の世帯なり人口ですね。それが、全体の辺地債の起債による簡易水道においては11.44%になるんです。それと、内海ダム公園整備事業の件ですが、これが2億9千万円余りで、この辺地債総額の半分以上のパーセントです。52.70%を占めています。財政事情が厳しい中、言いながら辺地債、借金をして全体の半分はダム公園の整備事業というふうになるわけです。これは、今回の中で本当に必要なものなのかという点については、非常に疑問に思うわけです。一定、これは当初私が聞いたのは、ダムの条件事業的なものというふうに聞きましたが、県のほうはこれは一切お金が出ないというふうなことになるんですね。その点についてはどうなんですか。これ全部これだけの2億5,800万円、起債の予定額、あとは一般財源でやると、残りは、事業のうち。県の補助もなしということで、この事業をやるんですか。

議長（中村勝利君） 水道課長。

水道課長（曾根為義君） まず公園の分ですけれども、公園の分につきましては、町が用地買収を2年をかけて行う計画としております。それで後、内海ダム本体の土をそこに盛り土するというふうな計画でありますので、今のところ県との話については、その盛り土期間の借地料についてはもらえるのではないかなというふうに思っております。

それで、今のダム下、約150メートルについては地元要望にありますように、環境整備をしてくれというふうな条件事業でございますので、また公園化して緑化を図ったり、威圧感をなくしたりというふうなことで計画をしております。

それで、簡易水道の統合とリニューアルの分の詳細なことをいう話ですけれども、今現在統合計画につきましては、第1次として橋、岩谷を考えております。それで、うちの計画としては内海浄水場、木庄浄水場がありますけれども、そこで橋、岩谷のほうへ送水していくと、送水管を入れるというふうな計画であります。それで、高低差がありますので、安田地区でポンプ場を1つつくってポンプアップをせないかんというふうに考えております。以上でいいですか。

議長（中村勝利君） 15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 橋地区の人口504人、これは減少傾向にあると言われましたけど、例えば去年、おとしから比べてどうなのか、将来の予測はどうなってるのかをわかれば教えてください。

それから、改修に必要な1億1千万円は、これは国の補助とかそういう借り入れとかはないのでしょうか。

それと、その施設自体の耐用年数とかそこら辺はどうなっているのかということ、砂防ダムの水質悪化の問題ですけど、その水自体が悪化してるのか、施設の老朽化で悪化しているのかということ、それから橘地区の住民との話というか、そこら辺はどういうふうになっているのかお尋ねいたします。

議長（中村勝利君） 水道課長。

水道課長（曾根為義君） 橘の人口の実績については、今手元に持っておりませんので、また後日報告したいと思います。

それと、施設の悪化がどうかという話については、橘地区につきましても昭和57年建造でありますんで……

（「聞こえません」と呼ぶ者あり）

昭和57年建造でありますんで、調査の結果、浄水場、配水池とも要改良というふうな結果が出ております。

それで、簡水統合計画については、一般質問のところでは答弁いたしましたけれども、簡水統合整備事業というふうな補助事業はありますんで、その事業に乗ってやっていきたいというふうに考えております。今のところ、補助率は3分の1というふうに聞いております。

それと、地元との話については、一応総代さん等にはお話をかけております。以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。14番村上議員。

14番（村上久美君） この計画が23から24年度、橘地区が今現在、今言われたように簡易水道で全体をやっているということなんです、当然上水につながれると、統合されると水道料金は上水料金になります。これについては、やはり地元との話がきちんと合意されないと難しいんじゃないでしょうか。私は、やはり地元との関係をきちんと合意を得ないと、大変難しいのではないかと、大変なことじゃないかというふうに思うわけですが、その点とやはり今言った安全、水質の問題もきちんとどうなのか。今ちょっとあんまり聞こえなかったのですが。

水道課長（曾根為義君） 水質につきましては、豪雨、それと雨の多い時期ですけれども、色度、濁度等が非常に高うございます。それで、施設についても余り大きな施設でございませんで、その分の除去に大変苦労しておるという現状がございませんで、先ほどの水道料金のお話ですけれども、料金に対する住民の理解がまず第一ではなからうかと私も思っております。それで、橘地区については上水道料金に比べて簡水でも高うござ

ざいまして、約8割ぐらいの料金で設定しておりますんで、上水道と比べたら2割ぐらい違うかなというふうに考えております。だから、水道料金につきましては、住民の皆様の了解を得ながら協議をしていきたいというふうに考えております。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。14番村上議員。

14番（村上久美君） 先ほども質疑の中でありましたが、やはり地元との合意が前提のもとで、安全な状況というのはやっぱり必要なわけですが、それは無理に上水道の統合を図らなくても、現在の施設を整備することによって可能だというふうに思いますし、その点を私はまず指摘しておきたいというふうに思います。

提案理由にあります計画を進めるために、辺地債の借金を起こすことが提案されています。このことは、住民の目線で公共事業を考えるならば、無駄な事業ではないか一番にチェックしなければなりません。辺地債の合計額のうち、52.7%の2分の1以上が内海ダム公園整備事業に充てられています。新内海ダム建設の条件事業としてこの事業計画が上げられている内海ダム公園整備事業は、小豆島町民にとって必要不可欠な事業であるとは言えません。住民は安心して暮らしていける子育て支援の充実や医療保険、高齢者、障害者福祉の充実体制、雇用対策などを求めています。財源は、これらに使われるべきです。以上のことから、内海ダム公園整備事業が含まれているため、小豆島町辺地総合整備計画の策定についての議案に反対するものです。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。8番井上議員。

8番（井上喜代文君） 私は、賛成の立場から討論を行います。

この辺地総合整備計画は、法律の名称のとおり財政上の特別措置、すなわち辺地債の適用を受けることが主目的の整備計画であります。先ほど企画財政課長からありましたように、辺地債の充当率は原則100%、元利償還金の80%は普通交付税へ算入される大変有利な起債となっております。旧池田町でも、この辺地債を十分に活用されておったというのは村上議員も既に十分ご承知のとおりだと思っておりますが、今回の内海ダム再開発事業で計画しております内海ダム公園整備事業は、ダム周辺地域の一体的な利活用を含め、適正な環境に配慮したものであり、ぜひ必要な事業と判断されます。

また、簡易水道統合事業においても、対象地域の人口の減少傾向や施設の老朽化に伴う

施設の管理コストなどが増加傾向にあるところから、簡易水道特別会計の経営状況を逼迫しており、水道事業の経営基盤の強化や料金水準の適正化を図る必要から、新たな施設整備は欠くことのできない事業であります。辺地総合整備計画の策定については、賛成をいたします。

議長（中村勝利君） 以上で通告による討論を終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第43号は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。5分間。

休憩 午後4時45分

再開 午後4時50分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

暫時休憩します。議会運営委員会を開きますので、委員会室で行いますので、よろしくをお願いします。

休憩 午後4時51分

再開 午後5時31分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま村上議員から発言の許可の申し出があります。許可いたします。

14番村上議員。

14番（村上久美君） 辺地総合計画の策定についての議論の質疑の中で、私の発言が誤解を生むような発言がありましたので、その点については取り消しをしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（中村勝利君） 村上議員の発言取り消しの申し出について異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。それでは、取り消しを認めます。

~~~~~

日程第23 議案第44号 小豆島町過疎地域自立促進計画の変更について

議長（中村勝利君） 日程第23、議案第44号小豆島町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第44号小豆島町過疎地域自立促進計画の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

平成17年度から21年度までが計画期間である過疎地域自立促進計画について、変更の必要が生じたので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項で準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） 議案第44号小豆島町過疎地域自立促進計画の変更についてご説明を申し上げます。

172ページをお開き願います。

過疎地域自立促進計画につきましては、旧内海町、旧池田町ともに過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき、平成17年4月1日から平成22年3月31日までの後期5カ年の計画を策定しておりましたが、県の指導もあり、旧両町過疎地域自立促進計画の統合版を策定し、平成18年6月議会でご議決をいただいていたわけでございます。

今回、この計画に追加変更が出ましたので、174ページの過疎地域自立促進計画の表で医療の確保の事業計画の右側の変更後の事業内容の最下段に設備機器整備事業を追加し、財政上の特別措置を得ようとするものでございます。この設備機器整備事業につきましては、内海病院のボイラーの更新事業でございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第44号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第24 議案第45号 平成20年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）について

議長（中村勝利君） 次、日程第24、議案第45号平成20年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第45号平成20年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）について提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算（第1号）で追加補正をお願いします額は1,360万4千円でございます。補正の内容といたしましては、総務費84万円、商工費1,158万円、教育費118万4千円となっております。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） 議案第45号平成20年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

175ページをお開き願います。

第1条でございますが、歳入歳出予算の補正でありまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,360万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を77億6,860万4千円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容を補正予算説明書により説明いたします。一番後ろに添付しております。平成20年度小豆島町一般会計補正予算説明書の5ページ、6ページをお開き願います。

歳入の補正でございます。14款国庫支出金、2項6目1節総務費国庫補助金59万4千円ですが、これは裁判員候補者予定者名簿を調整するに当たり、必要なデータを既存住基システムから出力するために必要なシステム改修に要する経費を国が負担するものでございます。交付率は10割でございます。

次に、15款県支出金、3項委託金、5目教育費委託金、2節小学校費委託金72万円でご

ざいますが、これは県からの委託事業である英語活動等国際理解活動推進事業の受け入れによる委託金の計上でございます。

次に、19款繰越金、1項1目1節前年度繰越金1,071万円ですが、今回の補正による一般財源の不足額をここで対応しております。

次に、20款諸収入、5項1目3節雑入158万円ですが、これはオリーブ100年祭の一環といたしまして、オリーブの丘を来客者に案内するまち歩きツアー、オリーブの丘ガイドツアー事業を計画し、地域社会振興財団に交付申請を行っていましたが、採択内示を受けましたので、ここで受け入れを行い、本事業のガイド等を行う西条、中条オリーブの会へ補助するものでございます。10割補助ということになっております。以上、歳入の補正額合計は1,360万4千円となっております。

次に、歳出の説明を申し上げます。7ページ、8ページをお開き願います。

款2 総務費、3項1目戸籍住民基本台帳費、13節委託料84万円ですが、まず1の異動事由追加等住民基本台帳ネットワークシステムの改修委託料24万5千円につきましては、住民基本台帳施行規則の一部改正による住民基本台帳ネットワークシステムの異動事由を追加するため、システムを改修するものでございます。

内容は、後期高齢者医療制度の導入により、転入、転出の場合に、転出市町村から転入市町村に後期高齢者の被保険者である旨の通知が必要になったことと、公的個人認証サービスの電子証明書が軽微な事由により執行することを防止するため、軽微な修正として氏名、または住所に係る記載の修正のうち、実質的な変更を伴わないものを追加するものでございます。

2の裁判員制度電算システム改修委託料59万5千円につきましては、歳入のところで説明申し上げましたので、省略いたします。

次に、7款商工費、1項3目観光費、19節負担金補助及び交付金158万円ですが、これも歳入のところでご説明申し上げましたオリーブ100年祭の一環としてのオリーブの丘を来客者に案内するまち歩きツアー、オリーブの丘ガイドツアー事業、これについて地域振興財団から採択内示を受けましたので、本事業のガイド等を行う西条、中条オリーブの会へ補助するものでございます。

同じく4目観光施設費、25節積立金1千万円ですが、これは平成19年度中に岬の分教場保存会より町へ1千万円の寄付があったものを、今後の岬の分教場及び二十四の瞳の映画村施設設備の整備及び活性化を図るための資金とするため、岬の分教場整備運営基金に積み立てるものでございます。

次に、10款教育費、2項2目教育振興費72万2千円ですが、歳入のところでも説明いたしました。県からの委託事業である英語活動等国際理解活動推進事業の実施に必要な経費を計上いたしております。実施校につきましては、池田小学校でございます。

同じく7項保健体育費、3目海洋センター費46万2千円ですが、人事異動に伴う海洋センター指導者の研修に要する経費でございます。以上、補正予算総額は1,360万4千円となっております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 8ページのオリーブの丘ガイドツアーの補助金ですけれども、具体的にはどういうふうに使われるのでしょうか。

議長（中村勝利君） 商工観光課長。

商工観光課長（松本 篤君） こちらは先ほど財政課長からもご説明がございましたが、地域社会振興財団から100%委託ということで、特定財源をいただいております。こちらは、県のにぎわい創出課のほうからこういう補助メニューがあるが、どうであろうかというような打診が参りまして、そういったものを受け入れるということで補助申請を行ったところでございます。

事業の内容につきましては、先進地の視察ということも掲げておりましたが、こちらのほうは採択になりませんでしたので、ガイド研修の講師謝金でありますとか、ガイド用の拡声器であるとか、連絡用のトランシーバー、ガイドテキスト用のファイル、また散策マップの作成、そういったものが主な事業内容となります。

特に、オリーブの丘ということで、ことしはオリーブ100年祭が開催されておりますので、オリーブの丘ということで補助採択をいただいたところでございます。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありますか。7番安井議員。

7番（安井信之君） 関連になるんですけど、テレビ等で何かそういう人が案内しようようなところが出とったんですけど予算、いうたらその部分がそういうふうなものかどうか、それはまた違うものかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（中村勝利君） 商工観光課長。

商工観光課長（松本 篤君） 多分テレビでごらんになったのは、オリーブ公園とオリーブ園のほうで共同で実施しておりますオリーブの丘ツアーでなかろうかと思っております。これはあくまでも町内のボランティアガイドの方が実施されるまち歩きツアーということでございますので、多分テレビでごらんになったのはオリーブ公園、オリーブ園のガイドではなかろうかと思っております。あちらのほうについては、オリーブオイルの活用教

室であるとか、ハーブティーのサービスとか、そういったもので収益性があるものという
ことでやっておりますので、町からの補助、また100年祭の実行委員会からの経費支出に
ついては一切ないというような状況でございます。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第45号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案どおり可決され
ました。

~~~~~

日程第25 発議第5号 島嶼部の航路支援を求める意見書の提出について

議長（中村勝利君） 次、日程第25、発議第5号島嶼部の航路支援を求める意見書の提  
出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。9番山中議員。

9番（山中 彰君） 島嶼部の航路支援を求める意見書の提出について。

上記の案件を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出します。

平成20年6月25日提出。小豆島町議会議長中村勝利殿。提出者、小豆島町議会議員山中  
彰。賛成者、同藤井源詞議員、賛成者、同森崇議員。

島嶼部の航路支援を求める意見書。

全国の島嶼部、とりわけ離島は離島振興法制定以来、各種施策が実施されているもの  
の、島嶼部を取り巻く経済的及び社会的状況は大変厳しいものがある。

島嶼部航路は、地域の重要な社会資源であるが、逼迫する今日の地方財政状況ではいか  
んともしがたく、地域格差はさらに拡大している。

言うまでもなく、島嶼部航路は島の住民にとって欠くことのできない交通手段であり、  
住民生活を支える基盤でもあり、島の産業や観光振興に大きな役割を果たして  
おり、まさに生命線そのものである。

このような中、昨今の燃油高騰に対応して、国において緊急対策が講じられたところで

あるが、国庫補助航路以外の航路については、引き続き大変厳しい状況にある。

島嶼部航路事業は、航路事業者の懸命な経営努力にもかかわらず、燃油の高騰や過疎化に伴う利用者の減少などによって、航路存亡の危機に直面している。

よって、国におかれては下記事項の実現について、特段の措置を講じられるよう強く要望する。記。

1．島嶼部航路の公共性にかんがみ、島嶼部住民の日常生活に必要な不可欠なすべての島嶼部航路が国庫補助対象となるよう基準を見直すこと。

2．補助対象航路への国庫補助割合が低下傾向にある現状を改善するため、補助金を大幅に増額すること。

3．燃油の安定的確保に資するための燃油購入費にかかわる国庫補助制度を創設すること。

4．公営島嶼部航路事業を抱える自治体に対して、十分な財源確保が可能となるよう地方交付税措置の強化も含め適切な措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月25日。香川県小豆郡小豆島町議会。提出先、内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣、経済財政政策大臣、衆議院議長、参議院議長。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第5号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、発議第5号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第26 発議第6号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について

議長（中村勝利君） 次、日程第26、発議第6号国による公的森林整備の推進と国有林

野事業の健全化を求める意見書の提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。10番植松議員。

10番（植松勝太郎君） 発議第6号国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について。

上記の案件を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出します。

平成20年6月25日提出。小豆島町議会議長中村勝利殿。提出者、小豆島町議会議員植松勝太郎。賛成者、同井上喜代文、賛成者、同安井信之。

国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書。

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中で、グローバル化する森林の役割に対する要請が高まるなど、環境資源としての森林に対して強い期待が寄せられている。

一方、林業を取り巻く厳しい状況の中、森林経営は脆弱化し、その担い手である山村は崩壊の危機に立っている。

このような中、森林整備を推進していくためには、森林所有者の森林経営意欲を創出するための施策の推進はもとより、民間による整備が困難な水源林等公益森林の整備に対する公的機関の役割の強化、さらには過疎化、高齢化が進む中、森林、林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取り組みが極めて重要となっている。

今後の林政の展開に当たっては、森林吸収源対策の推進はもとより、特に国有林野事業等において安全で安心できる国民の暮らしを守るために、重要な役割を果たす水源林等公益森林の整備、さらには地域林業、木材産業の振興を通じた山村の活性化に十分寄与できるよう、下記の施策展開について強く要望する。記。

1．森林吸収源対策を確実に推進するため、税制上の措置を含め、安定的な財源を確保するとともに、林業、木材関連産業の振興施策の推進と森林所有者の費用負担軽減措置による森林経営意欲を創出する施策を講じること。

2．緑の雇用対策等、森林、林業の担い手対策の拡充、施行の集約化、路網の整備等による効率化、安定的な木材の供給体制の確保、さらには木材のバイオマス利用の促進等により、間伐材を含む地域材の需要拡大対策の推進による地域林業、木材産業の振興を図ること。

3．水源林造成事業を計画的に推進するための組織体制の確保を図ること。

4．国有林野事業においては、国民共有の財産である国有林を適正に管理するとともに、公益的機能の一層の発揮を図るため、国による管理運営体制の堅持及びその管理運営を通じて地域における森林、林業の担い手育成と地域活性化を図る施策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月25日。香川県小豆郡小豆島町議会。提出先、内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣、環境大臣、農林水産大臣、林野庁長官、衆議院議長、参議院議長。以上。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 濟いませぬ、1つ教えていただきたいんですが、この上の文章と1番の頭に出てくる森林吸収源対策という言葉がちょっとわかりにくいので、説明をお願いします。

議長（中村勝利君） 10番植松議員。

10番（植松勝太郎君） 森林吸収源ということで質問ですが、私としては今環境問題で今回のサミットで一番問題にもなっておりますCO₂などの部分を吸収するというんですか、再生するという意味で林業というのが吸収源というんですか、それが大事だということをおし述べたわけでございます。

議長（中村勝利君） よろしい。

（15番鍋谷真由美君「いいです」と呼ぶ）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第6号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、発議第6号は原案どおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第27 議員派遣について

議長（中村勝利君） 次、日程第27、議員派遣についてを議題といたします。

今期定例会閉会中に議員の派遣の申し出が提出されています。詳細については印刷配付のとおりであります。議員派遣については、会議規則第119条の規定により、議会の議決を経ることになっております。

お諮りします。

お手元に配付しております申出書のとおり、議員の派遣についてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、申出書のとおり議員を派遣することに決定されました。

~~~~~

日程第28 閉会中の継続調査の申し出について

日程第29 閉会中の継続調査の申し出について

日程第30 閉会中の継続調査の申し出について

議長（中村勝利君） 次、日程第28、日程第29及び日程第30、閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、日程第28、日程第29及び日程第30を一括議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長、各特別委員長から各委員会において調査中の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付すことに決定されました。

以上で今期定例会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして平成20年第2回小豆島町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後6時02分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員